

# 国の施策及び予算に関する提言

中核市市長会

令和8年5月

## 令和9年度 国の施策及び予算に関する提言について

中核市は、「できる限り住民の身近なところで行政を行う」という地方自治の理念のもと、地域の拠点都市として近隣の市町村と連携し、経済成長のけん引や都市機能の集積・強化等を図ることにより、「活力のある地域・暮らしやすい社会」の実現を目指し、人口減少・少子高齢化をはじめとした地域の諸問題の解決に積極的に取り組んでいる。

我が国の経済においては、長引く物価高や円安の進行に加え、中東地域におけるイランを巡る情勢の緊迫化に伴い、エネルギー価格の高騰にとどまらず、石油製品の供給不足が懸念されるなど、先行きの不確実性が一層高まっている。こうしたなか、国内の景気は賃上げや国内投資の促進により緩やかな回復が期待されているものの、物価上昇に実質賃金の伸びが追い付かず、市民生活や事業者活動に深刻な影響を与えており、その対策は喫緊の課題となっている。

また、地震や大雨・大雪、老朽建築物や空き家が密集する地域での大規模火災などの災害が全国各地で頻発し、市民生活を安全に維持することの重要性が再認識されている。

さらに、高度経済成長期に集中的に整備が進められたインフラ設備や公共施設の老朽化に伴う更新など費用負担の増加が全国的に見込まれるなど、地域の課題は多岐にわたっている。

中核市においては、国とともにこうした状況に対処しつつ、持続可能な社会を構築するため、子育て環境や教育環境の充実、DX（デジタルトランスフォーメーション）、脱炭素社会の実現に向けた取組などを着実に進めていく必要があるが、これらの行政需要に対し、税財源は十分とはいえず、財政運営は極めて厳しい状況にある。

よって、中核市がその機能や役割を十分に果たしていくためには、実態に見合った機能と税財源のより一層の充実・強化を図る必要があることから、令和9年度国の施策及び予算についての提言をまとめた。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう求める。

令和8年5月20日

中核市市長会

中核市市長会

会 長	豊中市市長	長内 繁樹
副会長	鹿児島市長	下鶴 隆央
副会長	越谷市長	福田 晃
副会長	姫路市長	清元 秀泰
副会長	宮崎市長	清山 知憲
副会長	高知市長	桑名 龍吾
監 事	旭川市長	今津 寛介
監 事	一宮市長	中野 正康
顧 問	奈良市長	仲川 げん
顧 問	倉敷市長	伊東 香織
顧 問	豊田市長	太田 稔彦
顧 問	高槻市長	濱田 剛史

函館市長	大泉	潤	岐阜市長	柴橋	正直
青森市長	西	秀記	豊橋市長	長坂	尚登
八戸市長	熊谷	雄一	岡崎市長	内田	康宏
盛岡市長	内館	茂	大津市長	佐藤	健司
秋田市長	沼谷	純	吹田市長	後藤	圭二
山形市長	佐藤	孝弘	枚方市長	伏見	隆
福島市長	馬場	雄基	八尾市長	大松	桂右
郡山市市長	椎根	健雄	寝屋川市長	広瀬	慶輔
いわき市長	内田	広之	東大阪市長	野田	義和
水戸市長	高橋	靖	尼崎市長	松本	眞
宇都宮市長	佐藤	栄一	明石市長	丸谷	聡子
前橋市長	小川	晶	西宮市長	石井	登志郎
高崎市長	富岡	賢治	和歌山市市長	尾花	正啓
川越市長	森田	初恵	鳥取市長	深澤	義彦
川口市市長	岡村	ゆり子	松江市市長	上定	昭仁
船橋市長	松戸	徹	呉市長	新原	芳明
柏市長	太田	和美	福山市市長	枝広	直幹
八王子市長	初宿	和夫	下関市長	前田	晋太郎
横須賀市長	上地	克明	高松市長	大西	秀人
富山市市長	藤井	裕久	松山市市長	野志	克仁
金沢市長	村山	卓	久留米市長	原口	新五
福井市長	西行	茂	長崎市長	鈴木	史朗
甲府市長	樋口	雄一	佐世保市長	宮島	大典
長野市長	荻原	健司	大分市長	足立	信也
松本市市長	臥雲	義尚	那覇市長	知念	覚

# 提 言 目 次

## 【個別行政分野提言 32項目】

1～71ページ

### ○行財政関連分野 6項目

2～11ページ

1. 国の給付事業体制整備について
2. 地方交付税の総額の確保等について
3. 地方財源の安定的確保について
4. 公共施設等の老朽化対策における地方債等の充実・改善について
5. 地方創生に向けた新たな財政需要に対する適切な財政措置について
6. 税財源配分の是正について

### ○こども・子育て関連分野 4項目

12～18ページ

7. 保育人材の確保及び処遇改善について
8. 幼児教育・保育の無償化について
9. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について
10. 現物給付によるこどもの医療費を無償化する制度の創設について

### ○教育関連分野 5項目

19～31ページ

11. 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について
12. 学校給食費の無償化について
13. いじめ・不登校支援等の強化に向けた総合推進事業の拡充と新たな仕組の構築について
14. 中学校部活動の地域展開における負担軽減及び円滑な実施について
15. 小中学校のICT機器の整備と活用に係る財政支援について

**○福祉関連分野 2項目**

32～34 ページ

- 16. 介護職員の処遇改善と人材確保について
- 17. 障害福祉サービスに係る超過負担の解消について

**○保険・医療関連分野 2項目**

35～41 ページ

- 18. 国民健康保険制度の財政支援と保険者努力支援制度の見直しについて
- 19. 物価高騰等に見合った医療機関等への支援について

**○環境・保健衛生関連分野 2項目**

42～47 ページ

- 20. ゼロカーボン社会実現に向けた取組について
- 21. 予防接種の実施に係る財源措置について

**○都市整備関連分野 7項目**

48～60 ページ

- 22. 公共交通の運転士確保について
- 23. 地域公共交通の確保維持に係る支援等について
- 24. 下水施設・管路の老朽化対策に係る国費支援の拡充について
- 25. 水道施設整備に関する財源措置について
- 26. 道路ストックの老朽化対策における確実な財政措置について
- 27. 下水道施設の老朽化対策に係る交付金を重点配分の対象にすることについて
- 28. スタジアム・アリーナ等の運動施設の新設・建て替え・改修に係る費用に対する総合的な支援制度の創設及び財政措置について

○防災・消防関連分野 2項目

62～65 ページ

29. 緊急防災・減災事業債の恒久化早期決定について

30. 頻発する大規模水害に備えた治水対策の推進と財政支援の拡充について

○情報化施策関連分野 2項目

66～73 ページ

31. 自治体情報システムの標準化について

32. マイナンバーカードに係る事務処理の見直しおよび継続的な財政支援について

## **【東日本大震災関係 1項目】**

76～78ページ

1. 被災自治体に対する財政支援等について

## **【原子力発電所事故関係 6項目】**

80～93ページ

1. 円滑な損害賠償に向けた取組について
2. 指定廃棄物の仮保管について
3. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による長期避難者について
4. 原子力発電所の確実な安全対策について
5. 除染対策について
6. 原子力発電所事故に伴う風評被害について



# 個別行政分野提言

## 1. 国の給付事業体制整備について

今後、全国一律の給付金事業を実施する場合においては、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が給付要件や給付金額等の給付事務について一元的で簡素な仕組みを構築した上で、自らの責任において実施すること。

### ◆詳細説明

市区町村では、多くの地域課題に向き合う中、給付金業務に人員を割かざるを得ない状況が長期に渡って続いており、極めて大きな業務負担が生じている。給付金事業実施の度に、システム改修や申請・給付手続、コールセンターの設置等の事務を全国の市区町村が個別に実施するのは、著しく非効率な状況である。基準日、給付要件、技術者不足や経費など多数の課題があるだけでなく、市区町村間での転出入者の調整等の煩雑な業務負担も生じている。

令和6年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は「行政手続等に残存している無駄や不便を解消する必要性が増しており、デジタル技術を適用した、さらなる最適化・効率化が求められる」ことを重点課題としているが、給付金事業においては、全くかけ離れた状況であると言わざるを得ない。

国が一元的に給付事務を実施することで、全国で事務の効率化が図られ、迅速かつ公平に給付金を支給することができるだけでなく、市区町村は、限られた行政資源を真に地域の実情に沿った住民サービスに集中することができるようになることから、①給付要件や給付金額等の給付事務の仕組みを簡素なものとする、②対象者の抽出機能をはじめ、給付事務に必要な機能を網羅した情報システムを事前に構築すること、③コールセンターを国に集約すること、④給付事務に要する経費については、市区町村の負担が生じないよう、全額を国の責任において措置すること、⑤金利上昇を考慮し、国から市区町村への財源措置を速やかに講ずることなど、市区町村に対応を求める場合においては負担が最小限となる措置を講ずること。⑥所得税における給付付き税額控除の導入検討にあたっては、上記事項に加えて、国において効率的・計画的なシステム構築を行い、余裕をもった実施スケジュールにするなど、市区町村に負担が生じない制度設計とすること。

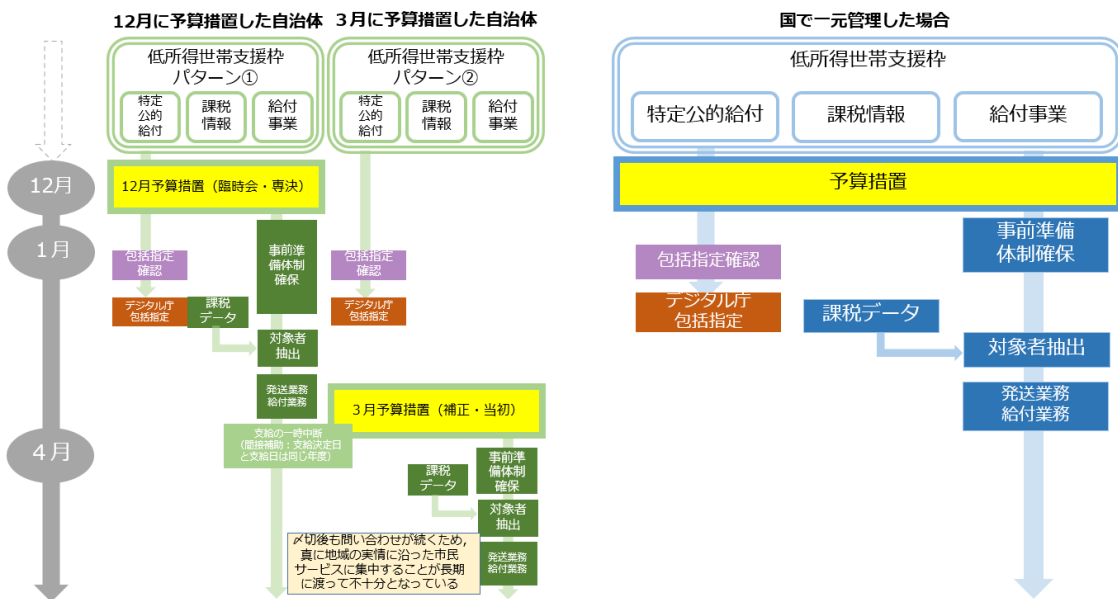
# 行財政関連分野（個別行政分野提言）

## 給付事業体制整備の課題（例）

給付要件	情報システム
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分かりにくくて複雑 低所得者の定義が毎回のように変わる 調整給付・不足額給付は税に詳しくないと分からない など</li> <li>● 公平性を欠く面 基準日・支給要件、給付時期や内容などの違い</li> <li>● 煩雑な業務負担 市区町村間での転出入者の調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最適化・効率化を図る改修は困難 技術者は、地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化や通常業務と並行して対応するため、十分な改修は困難 給付支援システムは、市区町村のシステムと連携できない事例や金融機関から対応不可だと利用できない事例がある など</li> <li>● 登録誤りが多い公金受取口座 正しい口座の確認と再振込等に時間がかかる など</li> </ul>
コールセンター	給付事務に要する経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民要望に応えられない市民サービス 給付事務の準備から提出期限や最終振込までの期間だけでなく、その後も問い合わせや押問答の対応に人員を割かれるため、市民から求められている真に地域の実情に沿った市民サービスに集中することが長期間に渡って不十分となっている 執務室の確保も困難となっている市区町村もある 庁舎外に執務室を設けても個人情報取扱いに制約がある など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務費の負担 実際に事務費に要する経費に対して、事務費交付限度額が不足している市区町村がある 支給が完了しても問い合わせ対応など継続している事務の経費負担への措置も必要 など</li> <li>● 早期支給を妨げる事由 年度を繰越して給付事務を行う場合、早期支給を求められても、市区町村だと間接補助のため支給できない期間が生じる 議会との関係上、専断にて予算化できない市区町村もある など</li> </ul>

国が一元的に給付事務を実施することで、全国で事務の効率化が図られるとともに、迅速かつ公平に給付金を支給することができる

## 低所得世帯支援枠のスケジュール（例）



## 2. 地方交付税の総額の確保等について

地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増加を地方財政計画に的確に反映させた上で、必要な総額を確保するとともに、財源調整と財源保障の両機能を強化すること。人事院勧告等を踏まえた年度途中の地方公務員の給与改定に伴う影響額について、引き続き当該年度において、普通交付税の再算定により適切に反映させること。人事院勧告等を踏まえた地域手当の見直しについて、人材確保の観点から市独自に地域手当を維持する場合、財源措置を講ずること。また、税制改正による個人住民税及び所得税の各種控除等の見直しに伴う減収分について、地方におけるサービス水準の低下につながらないように、財源措置を講ずること。また、児童相談所設置中核市のこども子育て費においては、開設に必要なさらなる財源を確保すること。

地方財源不足への対応は、法定率の更なる見直し等により、臨時財政対策債制度の廃止と併せて財源不足の解消を図ること。さらに、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講ずること。また、地方単独事業を含む財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。制度改正に当たっては、地方と十分な協議を行い、その意見を踏まえた制度設計とすること。

### ◆詳細説明

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源として、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること。

地方交付税の総額については、国の財政健全化を目的とした削減や国の政策目的を達成するための手段として用いるような削減は決して行うべきではなく、地方財政計画において、中核市等の都市自治体の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。年度途中の地方公務員の給与改定に伴う影響額は、地方自治体の財政状況の安定化を図るため、引き続き当該年度の普通交付税の再算定により適切に算定されること。人事院勧告等を踏まえた地域手当の見直しについて、地方の人材確保に支障が生じないように財源措置を講ずること。令和8年度税制改正大綱において、各種控除等が見直されることに伴う個人住民税の減収及び地方交付税の財源となる所得税の減収について、地方におけるサービス水準の低下につながらないように財源措置を講ずること。消費税率の引下げにより、地方交付税の法定率分の原資が連動して減少することが想定されるが、地方自治体の歳出は増加傾向にあるため、地方交付税総額を実質的に減少させ

## 行財政関連分野（個別行政分野提言）

ない措置を講ずること。また、地方消費税は地方自治体にとって極めて重要な財源であり、住民の生活に直結する施策の基盤となっていることから、恒久的かつ確実な財源措置を講ずること。また、児童相談所設置中核市のこども子育て費においては、特別交付税を含め、開設に必要なさらなる財源を確保すること。

地方財源不足の解消は、地方交付税法定率の更なる引上げによって対応すること。また、地方財政計画の地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費等を堅持し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

### 3. 地方財源の安定的確保について

ガソリン税(地方揮発油税)の暫定税率廃止、自動車税・軽自動車税環境性能割の廃止による減収については、令和8年度においては全額、地方特例交付金で措置されるが、税制改正に伴う地方の減収に対しては、令和9年度以降も継続して全額国費等による財政措置を講ずること。

また、国において地方財源に影響を及ぼす制度変更を行おうとする場合には、「国と地方の協議の場」を通じ、地方との事前協議を行い、地方の意見を十分に踏まえて適切な措置を講ずること。

#### ◆詳細説明

①ガソリン税(地方揮発油税)は全額、地方揮発油譲与税として地方に譲与されている。暫定税率の廃止により地方譲与税が減少。

②環境性能割は、普通自動車・軽自動車の取得者に対して、その自動車の燃費性能に応じて課税されている。軽自動車税環境性能割の全額及び自動車税環境性能割のうち徴税费(5%)を除く100分の43が市町村の税収となっている。環境性能割の廃止により税収が減少。

上記について、令和8年度は全額、地方特例交付金で措置されることとなったが、人件費や社会保障関係経費の増加、物価高騰の影響などにより、地方財政は厳しい状況にあり、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保するため、税制改正に伴う地方の減収に対しては、令和9年度も引き続き全額国費による財政措置を講ずること。併せて、令和8年度税制改正大綱において、令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等を検討するとあることから、地方税源を毀損することのないよう、恒久的な税制の構築により措置することを要望する。

また、現在、個人住民税における基礎控除の見直しや、国民会議での議論を通じた消費税減税や給付付き税額控除の導入等、地方税体系に大きな影響を及ぼす抜本的な税制改正が俎上にあると考えられることから、今後、地方財源に影響を及ぼす制度変更を行おうとする場合には、事前に「国と地方の協議の場」を通じて協議し、地方の意見を十分に考慮するよう要望する。

#### 4. 公共施設等の老朽化対策における地方債等の充実・改善について

公共施設等適正管理推進事業債における長寿命化事業及び集約化・複合化事業について、対象に公用施設も加える等更なる拡充を図ること。また、市町村役場機能緊急保全事業の適用に係る財政措置を講ずるとともに、既存施設の耐震化にかかわらず、災害時の重要な防災拠点等となる市町村の本庁舎の建替え事業を対象とした特例的な地方債の創設などを行うこと。さらに、令和8年度までの事業期間を延長する等、地方財政措置による十分な支援を図ること。

##### ◆詳細説明

近年、公共施設等の老朽化が進行しており、厳しい地方財政の中、既存施設の複合化や長寿命化が喫緊の課題となっている。

令和4年度地方財政計画において、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するための「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業期間が令和8年度まで延長されるとともに、令和5年度地方財政計画において、「脱炭素化推進事業債」が新設されたが、既存施設の長寿命化改修等については、長期的な視点で計画的に取り組む必要があることから、着実に公共施設マネジメントを推進するため、事業期間の更なる延長を行うとともに、制度の恒久化もしくは長期化を検討すること。

また、市町村役場機能緊急保全事業は、令和3年度から引き続き対象外とされている。市町村役場機能の検討には時間を要するため、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の本庁舎については、地方債資金確保の面からも長期的な対象とすること。また、耐震化実施済の本庁舎についても、緊急防災・減災事業などの特定の条件により活用可能な特例債はあるが、全国の地方公共団体が直面する庁舎の老朽化や、大規模災害時の防災拠点としての機能不全などの共通の課題を解決するため、既存特例債の拡充、もしくは、新たな財政支援策として新庁舎整備特例債を創設すること。

さらに公共施設マネジメントの取組については、公共施設だけでなく公用施設も含めて推進していく必要があることから、対象に公用施設も加える等、様々な支援を行うこと。

## 5. 地方創生に向けた新たな財政需要に対する適切な財政措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な打撃を受けた地域経済の回復やデジタル化の推進による地域の活性化、国民生活への直接の影響を及ぼす物価高騰対策等には多額の経費が見込まれるとともに、相当な期間の継続した支援が必要となること等を踏まえ、地方創生への新たな財政需要に対し、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な地方財政措置や交付金制度による支援を図ること。

なお、交付金の算定においては、財政力指数にかかわらず、必要経費を適切に見極めた配分を行うこと。

### ◆詳細説明

新型コロナウイルス感染症へ対応するため、地方公共団体は、これまで、各団体の一般財源や国・県からの補助金等を活用し、各種感染症対策や地域経済の支援策等、迅速かつ適切な対応に努めてきたところである。しかし、コロナ禍からの経済回復において地域差が見られる一方で、社会保障関連経費の更なる増加や、激甚化・頻発化する自然災害への対応、公共施設等の老朽化等の諸課題に対応していく必要がある。

さらに、コロナ禍を契機に喫緊の課題となった行政デジタル化の推進を図るとともに、昨今の物価高騰の影響も含め、深刻な打撃を受けている地域経済や市民生活への継続的な支援が求められる等、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている状況である。

このため、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方創生に向けた新たな財政需要についても、的確に地方財政計画に反映すること。また、地域の実情に応じた効果的な取組が実施できるよう、「地域未来交付金(地域未来推進型)」の拡充等、弾力性が高い交付金制度による地方財政への支援を図ること。なお、同交付金については、中枢中核都市とその他市区町村で上限額の差異が設けられているため、全ての中核市が同様の支援が受けられるよう、交付上限額の見直しを行うこと。また、デジタル社会の実現にあたっては、官民ともにデジタル基盤の整備が必須であることから、地方公共団体が講ずる業務効率化を目的とした ICT ツール導入によるデジタル化等に係る取組も支援対象とすること。

加えて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の算定においては、財政力指数に応じて大きく交付額が変動する仕組みであることから、必要経費を適切に見極めた配分となるよう、算定方法の見直しを行うこと。

行財政関連分野（個別行政分野提言）

●地域未来交付金(地域未来推進型)における交付上限額(国資料から抜粋)

地域未来交付金	
<b>地域未来 推進型</b>	<p>地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>スタートアップ支援拠点の整備</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地場産品の販売促進</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>温泉施設等観光拠点の整備</p> </div> </div>
<b>デジタル実装型</b>	<p>デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>書かない窓口</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地域アプリ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>オンライン診療</p> </div> </div>
<b>地域防災 緊急整備型</b>	<p>避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援</p>
<b>地域産業構造転換 インフラ整備推進型</b>	<p>半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援</p>

事業計画期間	交付上限額・補助率
<b>ソフト事業</b> 原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
<b>拠点整備事業</b> 原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
<b>インフラ整備事業</b> 原則 5 か年度以内 (最長 7 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各府庁の交付要綱に従う)

## 6. 税財源配分の是正について

中核市特有の財政需要に対応した税財源の拡充・強化を図るとともに、国と地方、都道府県と基礎自治体の役割分担を抜本的に見直し、国又は都道府県からの包括的な権限移譲と併せて税源移譲等を明確化する等、中核市が担う事務と責任に見合う税財源の配分を行うこと。

特に、事務配分の特例として中核市に移譲される事務に必要な財源については、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させることの観点から見直し、都道府県税からの税源移譲を行う等、税制上の措置を講ずること。

### ◆詳細説明

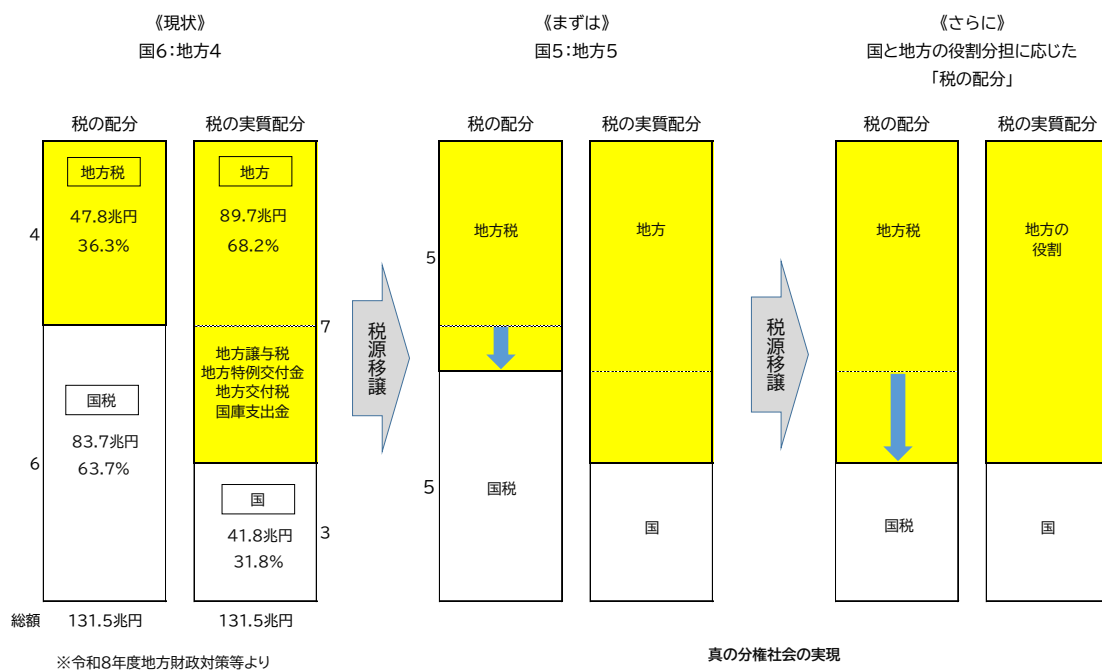
中核市においては、高次都市機能の集積のための基礎整備、防災対策の強化をはじめとする特有の財政需要が増加していることから、中核市への税源配分を拡充・強化すること。

現状における国・地方間の税の配分「6:4」と、地方交付税、国庫支出金等を含めた税の実質配分に依然として大きな乖離がある点を踏まえ、まずは国・地方間の税の配分「5:5」の実現を図ること。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方税の配分を高めること。

また、国と地方の関係に留まらず、都道府県と基礎自治体の関係においても役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、税源移譲を行うこと。

中核市には、事務配分の特例により都道府県の事務・権限が移譲されているが、移譲された事務に必要な財源については、税制上は事務・権限にかかわらず画一的で不十分なものとなっている。中核市市民は、中核市から当該事務に関する行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は都道府県税として納税している等、市民サービスの提供者と税の徴収権者が一致していないねじれ関係が発生していることから、都道府県税からの税源移譲による税源配分の見直しを行うこと。

# 行財政関連分野（個別行政分野提言）



## 7. 保育人材の確保及び処遇改善について

保育の担い手となる保育人材の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図るとともに、施設が安定的な運営を確保できるよう保育士配置基準の見直しを行うこと。

併せて、人材確保事業においては離職防止対策や潜在保育士の掘り起こしへの支援を行う中で、地域の実情、需要に見合った制度見直しにより、財政力に基づく都市間競争とならないように、適正な財政措置を講ずること。

また、1歳児配置の改善に対する加算措置について、ICTの活用や平均勤務年数10年以上であることなどの要件が付されているが、より多くの事業者が前向きに取り組めるよう、これらの要件を廃止もしくは緩和するとともに、施設型給付費の総支給額が減じないような公定価格の単価を示すこと。また、2歳児についても、1歳児同様に配置の改善に対する加算措置を実施されるよう、財政措置を講ずること。

さらに、保育士の業務負担軽減に必要な措置として実施している各種事業のうち、公立保育所等が対象とならない事業についても、統一的に事業が実施されるよう、財政措置を講ずること。

### ◆詳細説明

待機児童の解消に向けた保育施設の整備等の施策により、利用定員の拡大が進められてきた中で、保育士等の確保・定着が全国的に課題となる状況が続いている。加えて、少子高齢化の進展により、入所児童数は減少傾向も強くなっており、施設の運営に大きな影響を与えていることから次の対策を講ずること。

#### ①保育士配置基準及び公定価格の見直しについて

公定価格は、入所児童数に応じて給付費が算定される仕組みであるため、入所児童の減少は施設の安定的な運営に影響を及ぼすことになる。保育士等の雇用の確保・定着のためには、保育士配置基準を見直し、業務負担の軽減を図り、併せて、職員の処遇改善を図ることが有効である。

令和7年度から、処遇改善等加算が一本化され、区分1～区分3として整理し、一部制度の簡素化がされているが、保育人材の確保・定着を図り、施設が保育需要の増減に左右されない安定的な運営を行うことができるよう、保育士配置基準の見直し及び公定価格の地域区分による格差の是正並びに基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額等の見直しを行うこと。

#### ②感染症対策等に係る処遇改善について

保育対策総合支援事業として実施されていた感染症対策に係る費用補助を公定価格の基本分単価に含め、施設が必要な感染症対策を柔軟に取り組むことがで

きるよう公定価格を見直すこと。

また、病児保育事業において、令和6年度に病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等が行われたが、施設では、病状に応じた隔離措置のため、要綱上求められる基準を上回る職員を配置する対応を行っている。病児保育施設の安定した経営を維持するため、利用児童数や障害児加配数に応じた加算による交付金制度を見直し、財源を措置すること。

### ③人材確保事業について

保育対策総合支援事業費補助金のうち保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）については、コロナ禍後においても、保育士の負担軽減効果を期待し、需要が増大している。施設においては、補助金を財源に導入計画を立てており、交付決定後に業者選定等を経て、年度内に事業を完了させる必要があるが、近年特に申請開始時期が遅く、交付決定も遅れることから、施設の事業実施に支障をきたしている。保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の負担軽減、保育人材の確保において施設からのニーズがあり、施設においては継続的・計画的に実施すべき事業であるため、年度当初から対応ができるよう、早期の交付決定を行うこと。また、導入時に加え、システムを更新する際の費用についても補助の対象とすること。

次に、保育士宿舍借り上げ支援事業においては、幼稚園教諭等にも対象を拡大し、地域の実情に合った施策として活用しやすいよう適正な財政措置を行うこと。

加えて、保育士等確保のために、国は経験年数概ね7年以上の保育士等の報酬に月額4万円を上限に加算する制度を実施しているが、国の算定では施設の職員数の1/3を対象とするなど、実際に要件を満たしている職員数と加算額の間乖離が生じており、不足する分を各地方公共団体で独自に処遇改善を行っている状況である。今の状況が継続することで、各市町村はお互いに疲弊するうえ、財政力に余裕のない市町村では、地域教育・保育機能の崩壊、地域間格差が拡大することが懸念される。保育士等確保について、財政力に基づく都市間競争とならないように、処遇改善及び賃金格差の是正も含め国の制度として行うこと。

### ④1歳児及び2歳児の配置の改善に対する加算措置について

令和7年度の要件である平均勤務年数10年以上をクリアできる事業者は限られており、特に保育需要の高い都市部の中核市においては、保育士不足もあり、要件合致は一部の限られた就学前施設にとどまると考えられる。また、既に独自に5:1を実現している地方公共団体もあるため、要件の廃止・緩和をされたい。また、仮に要件を満たし加算措置となった場合でも、6人のこどもを受け入れた場合の総支給額と、5人のこどもを受け入れた上に加える加算措置を合わせた総支給額を比較すると、後者の方が低くなることから、積極的に5人に1人の配置基準の体制を構築し、保育の質を相対的に高めようとする動機になり得ない。これらから、施設の主たる運営財源である施設型給付費の総支給額を減らすことなく、かつ5人に1人

の配置基準が実施できるための公定価格の単価を示すこと。また、令和6年12月20日こども家庭庁通知「保育政策の新たな方向性について」により、これまでの待機児童対策を中心とした「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換することとされ、今後、保育の質の向上が求められることとなったことから、2歳児の配置基準改善に係る加算措置についても、財政措置を講ずること。

⑤公立保育所等に対する財政措置について

保育士は、待遇や給与が他業種と比較すると安いなどの理由により、若年層の職員の離職率が高く、深刻な人材不足の状況にある。

そのため、国において、保育人材の確保事業として各種事業が実施されている。各種事業のうち、保育業務の負担を軽減し、就労継続や離職防止を図るための事業として、保育の周辺業務を行う保育支援者を雇用する費用を助成する「保育体制強化事業」が実施されているが、対象施設が市町村以外の者が設置する保育所等とされ、公立の施設は対象外とされている。公立保育所等に係る市負担額は、普通交付税措置が講じられているが、保育の周辺業務を行う職員の人件費まで想定されておらず、市町村が単独事業として実施されているため、各市の対応が異なっている。保育士の業務は、公立・私立問わず、同様のものであり、保育人材の確保事業についても、統一的に実施されるべきものである。

さらに、上述の令和6年12月20日こども家庭庁通知により、保育の質の向上が求められることになったことも踏まえ、公立保育所等の保育士が保育に専念でき、質の向上が図られるよう、国がこれに伴う財政措置を講ずること。

## 8. 幼児教育・保育の無償化について

国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられ、自治体間でサービスに格差が生じている。

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、国民が安心してこどもを産み育てられる社会の実現が必要である。

自治体ごとの不公平を無くし、こども未来戦略方針の基本理念「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を実現する観点からも、第1子の年齢、同時入所の条件に関わらず、国において幼児教育・保育の完全無償化を実施し、そのための財源措置を早急に講ずること。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に記載された「学校給食無償化の課題整理」について、学校給食のみならず幼児教育・保育における給食費の無償化も含めて整理し、早急に具体的な施策を講ずること。

### ◆詳細説明

令和元年10月から教育・保育施設を利用する3歳～5歳のこども及び市民税非課税世帯の0～2歳児のこどもの保育料の無償化が行われているところであるものの、多子世帯の負担軽減策については、年収360万円以上の世帯において生計を一にする第一子の年齢や同時入所の条件が設けられており、一部の多子世帯には負担が残る状況となっているため、完全な負担解消には至っていない。

国の基準を超える保育料の無償化については、一部の自治体が独自に対象を拡充する対応をしており、独自に保育料の軽減策を実施している中核市は、令和5年8月時点で全62市のうち51市と8割を超える。

地域間格差を無くし、幼児教育・保育を必要とする家庭、こどもが受けたいサービスを受けられる環境整備に向け、子育て世帯の経済的負担を軽減することは、少子化対策として有効な施策と考えられることから、保育料の完全無償化については、国の制度として実施すること。

また、実施にあたっては、地方に新たな財政負担が生じぬよう配慮すること。

## 9. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童健全育成事業に係る財政支援について、次のとおり要望する。

- ①放課後児童クラブの利用料について、低所得者世帯やひとり親家庭世帯に対する減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ②学校施設への放課後児童クラブ整備に伴い生じる既存教室の移設費用についても補助対象とすること。併せて「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、補助制度の見直しを行うこと。また子ども・子育て支援施設整備交付金における創設整備補助基準額を増額すること。
- ③放課後児童クラブにおける人材確保並びに育成支援の質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の恒久化並びに補助要件等の見直しを行うこと。併せて、放課後児童健全育成事業の運営等に対する補助基準額を増額すること。また、保育対策総合支援事業費補助金における保育士宿舍借り上げ支援事業の対象施設に放課後児童クラブを追加すること。
- ④子ども・子育て支援施設整備交付金における大規模修繕について、協議のために3社の見積りを求められているが、公的機関による見積りを提出する場合に限り、その見積りのみの提出で足りるよう要件を緩和すること。

### ◆詳細説明

近年、社会状況の変化などにより放課後児童クラブの登録児童数が年々増加し、その果たす役割がますます重要になってきている。

#### ①放課後児童クラブの利用料について

放課後児童クラブを利用する児童のうち、低所得者世帯などの経済的負担を軽減するため利用料の減免など各種施策を行っているが、各自治体の財政状況に左右されることなく、国の施策として全国一律の制度として創設すること。

#### ②放課後児童クラブの施設整備について

放課後児童クラブを学校施設に整備するに当たり、転用可能な教室が限られており、既存教室を移転して整備する必要があるが、その移設先を整備する費用は補助対象外となっている。そのため、放課後児童クラブとして使用する教室の代替教室の整備についても国による支援を行うことで学校施設の活用促進が図られると考える。

併せて、改築取得において、仮設施設整備工事費は補助の対象となっているも

の、学校施設内の転用可能な教室が生じるまでの間、リースで使用していた仮設のプレハブの購入費用については、補助対象外となっている。そのため、仮設のプレハブの購入費用についても国による支援が必要である。

また、放課後児童クラブ支援事業の賃借料補助については、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図ることを目的として、平成27年度に創設されたが、補助の対象を平成27年度以降に新たに実施する場合や、児童数の増加に伴い実施場所を移転し、支援の単位を分けて実施する場合など、新たに受け皿の確保を図るものに限定しているため、平成26年度以前に実施している事業実施団体との間に不均衡が生じていることから、制度の見直しを行うこと。

#### ③放課後児童クラブの人材確保等について

放課後児童支援員等の年齢層は比較的高く、常勤職員として長年にわたり勤務する若年層の放課後児童支援員等は、ごく少数である。これは、家庭を維持しながら生業とすることが、収入面から困難であることが理由の一つであると推察される。

国は平成27年度から、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を、平成29年度から、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を、令和4年10月から「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)」を実施しているが、放課後児童支援員等の処遇改善は未だ十分ではなく、慢性的な人材不足の傾向がみられることから、制度設計を見直し、より活用しやすいものとするを含め、根本的な改善を行うこと。

また、現行の処遇改善に係る各事業を実施してもなお、十分な賃金水準には至っていないことから、放課後児童支援員等の根本的な賃金改善のためには、放課後児童クラブの運営等に対する補助基準額を増額とする国の財政措置をすること。

併せて、保育士宿舍借り上げ支援事業において放課後児童クラブは対象施設となっておらず、放課後児童支援員等に対し働きやすい環境を整備することは他の施設同様に必要であるため、対象施設に追加すること。

#### ④放課後児童クラブの大規模修繕について

特に公設の放課後児童クラブの大規模修繕において、国の示した官庁営繕に係る資料から算出した公的機関の見積書に加え民間工事請負業者2社の見積書を徴することは、必要以上の事務を市町村に強いている。また、内示前に入札を行ってもよいとのことではあるが、協議の日程を考慮すると、見積書を徴するために入札前に民間工事請負業者に対し工事の詳細を知らしめることになり、公正な入札選定事務の遂行と相反することから、大規模修繕による子ども・子育て支援施設整備交付金の活用が非常に困難となっている。より活用し易い制度となるよう、改善を行うこと。

## 10. 現物給付によるこどもの医療費を無償化する制度の創設について

こどもの健全な成長を確保し、子育て世帯の経済的負担を軽減するこどもの医療費助成制度は、全国の地方公共団体で実施されているが、認定基準や助成範囲、自己負担額の有無やその金額など、制度内容が地方公共団体ごとに異なることから、居住地域によって受けられるサービスに格差が生じている。

子育てに多大な費用がかかることへの不安感を払拭し、全ての国民が安心してこどもを産み育てられる社会を実現するため、18歳までを対象としたこどもの医療費を無償化する制度を国の制度として創設すること。

### ◆詳細説明

こどもの健全な成長を確保するため、子育て世帯の経済的負担を軽減するこどもの医療費助成制度は、全国の地方公共団体で実施されている。本制度は、都道府県ごとに認定基準や助成範囲が設定されており、市町村は、都道府県の制度を活用し、医療費の自己負担に対して助成を行っている。多くの市町村では、独自に対象者の拡大や負担軽減を図る助成を実施しているものの、認定基準や助成範囲（助成対象年齢、所得制限、一部自己負担額等）にばらつきが見られ、居住地域におけるサービスの格差が生じていることから、こどもを育てる保護者の不公平感につながっている。

どこに住んでも、等しく安心してこどもを産み育てることのできる環境を保障するのは、国の責務であり、特に、経済面での子育て支援策の拡充は、国として喫緊の課題となっている少子化対策につながるものであることから、国において、18歳までを対象とした、現物給付によりこどもの医療費を無償化する統一した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うこと。

## 11. 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について

地方公共団体において、学校施設の計画的な改修・整備を進めていく中で、財源の確保が大きな課題となっている。

学校施設環境改善交付金等について、次のとおり要望する。

- ①学校施設整備に係る補助単価の引き上げ及び学校教育施設等整備事業債の地方単独事業（継ぎ足し単独事業）の充当率（75%）及び交付税措置（0%）の引き上げを行うこと。
- ②長寿命化改良事業について、必要な財政措置の拡充を図り、補助対象条件を緩和すること。
- ③改築事業について、物理的耐用年数を迎える学校施設についても、交付金の対象とすること。
- ④空調設備の新設・更新について小中学校に加えて高等学校も含めて、十分な財政措置を講ずること。
- ⑤トイレの改修等に係る必要な財源の確保、対象事業の拡大等、財政措置の拡充を図ること。
- ⑥エレベーター設置単価等を実勢工事価格に応じた引上げ、十分な財政措置及び積極的な事業採択を行うとともに、補助率の引き上げについて期間の延長を行うこと。
- ⑦学校統合に伴う既存施設の改修について、財政措置の拡充を図ること。
- ⑧学校給食施設の新増築及び改築について、算定割合の引き上げを図ること。
- ⑨老朽化した建築設備（受変電設備、受水槽設備、消防設備等）や体育館の床板の更新に係る補助制度の拡充を図ること。
- ⑩長寿命化改良事業など複数年にまたがる事業に対しては、初年度の出来高0%を認めること。
- ⑪中核市立教育センター（教育研修施設）における既存施設・設備等の改修について、国庫負担による財政措置を講ずること。また、専用の研修施設の新増築及び改築についても国庫負担による財政措置を講ずること。
- ⑫学校樹木における、老朽化診断、剪定、伐採等に関する維持管理基準及び補助制度を創設すること。
- ⑬学校プール施設跡地整備について、補助制度を創設すること。また、学校プール施設の老朽化等に起因する水泳授業の民間施設等への移行に伴い、民間施設等を活用した水泳授業における民間委託及び児童生徒の移動等について、財政措置を講ずること。
- ⑭義務教育標準法の改正による35人学級編制の実施や、更なる少人数学級

の実施に伴い、普通教室の確保のために行う増改築・改修費用について、補助制度を創設すること。または、学校施設環境改善交付金の交付対象に加えるなどの財政措置を講ずること。

公立学校施設整備費負担金について、次のとおり要望する。

- ⑮補助金算定における保有面積控除の考え方について、見直しを図ること。また、既存施設を活用した義務教育学校整備における補助金算定について、見直しを図ること。

#### ◆詳細説明

現在、各地方公共団体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められている。中核市等比較的規模の大きな地方公共団体は、学校施設を多数設置していることから、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備負担金について、その対象事業の大半は、補助単価に改修等の面積を乗じて算定される配分基礎額を算定基準とした最低限の費用しか交付金の対象にならず、総事業費に占める割合が結果として低くなることから、各地方公共団体では財源の確保が大きな課題となっている。

- ①学校施設整備に係る補助金の算定に用いられる補助単価は、近年の建設資材価格や人件費の高騰により実勢価格と大きく乖離しており、補助単価の約2倍に達することもある状況となっている。これに伴い地方公共団体の財政負担は増大し、円滑な学校施設整備の実施が困難となっていることから、地方公共団体の負担軽減及び学校施設整備の促進を図るため、補助単価の早急な引き上げを行うこと。

また、補助対象経費を除く総事業費に対する学校教育施設等整備事業債の地方単独事業（継ぎ足し単独事業）の充当率（75%）及び交付税措置（0%）の引き上げを行うこと。

- ②長寿命化改良事業については、対象となる建物が建築後40年以上を経過し今後も長期間使用する予定のものであり、実質的には、耐力度調査と同等の調査が必要であることから、調査経費にかかる補助率の引き上げを図る等、財政措置を講ずること。
- ③改築事業については、危険建物などに限られ、物理的耐用年数を迎える学校施設の改築事業は対象外となっている。地方公共団体が計画的に学校施設の再整備を行えるよう、物理的耐用年数を迎える学校施設の改築事業について、交付金の対象とすること。
- ④学校施設の空調設備については、令和7年度に屋内運動場の空調設備事業の上

限額が EHP は1.1億円、GHP は1.4億円に引き上げられたものの、屋内運動場以外の空調設備は、令和4年度から補助対象上限額が従来の2億円から7千万円に引き下げが行われた状況のままであり学校施設の全体又は大半の空調設備を更新する場合に、補助対象額以上の事業費を要することから補助対象上限額を令和3年度以前の上限額と同じ2億円に引き上げを図ること。

加えて、現在、各地方公共団体では小中学校の体育館における空調整備を進めているが、多くの中核市では市立高校を設置しており、財政措置のある小中学校に比して整備が遅れていることから、小中学校と並行して整備を進めていくことが課題となっている。今後、空調設備が整備されている小中学校からの生徒が高等学校に進学することになる。安心・安全の教育環境整備のためには高等学校においても空調設備の整備が急がれている。

また、高等学校においては、小中学校より規模の大きな体育館を設置していることが多いため、同じ補助額では事業費が補助対象額を大きく超えることが想定される。補助に当たっては、十分な財政措置を講ずること。

- ⑤学校施設のトイレに関し早期改善の要望が教育現場や保護者、地域住民等から多く寄せられている。建設当時のまま改修の行われていないトイレでは内装や給排水管等の老朽化も進んでおり、トイレの洋式化も含めた大規模な改修が早急に必要である。また、配管等の改修を伴わない和式便器から洋式便器への交換も必要となっているため、補助率の引き上げ及び補助対象下限額の引き下げを図る等、財政措置を講ずること。
- ⑥大規模改造(バリアフリー化等施設整備)については、令和3年度に補助率が1/3から1/2に引き上げられたが、当該補助率の引き上げ期間については、文部科学省が掲げるバリアフリー化の整備目標年度(令和12年度末まで)以降も、引き続き実施すること。
- ⑦現在、少子化が進み全国的に学校の統廃合が進んでいる。大規模な増改築のための既存校舎の改修工事、新築、増改築工事などについては、多額な費用が必要となるため、補助率の引き上げを図る等、財政措置を講ずること。
- ⑧学校給食施設の新増築および改築においては新増築に係る補助率が1/2、改築に係る補助率が1/3となっており、上述のように総事業費に占める割合が結果として低くなることから、補助率の引き上げを図る等、財政措置を講ずること。
- ⑨建築設備(受変電設備、受水槽設備、消防設備等)の老朽化対策に係る財源確保が課題となっていることから、これらを対象とした補助対象条件の緩和に加え、補助率の引き上げを図る等、財政措置を講ずること。また、日常の児童生徒の教育活動や災害時に避難所としての役割を担う重要施設である体育館の床板の老朽化対策について、補助対象条件の拡充を講ずること。
- ⑩学校施設整備に当たっては、夏季休業期間に仮設校舎への移転を行い、工事を開始することが多い。その場合、複数年度にまたがる工事となり、単年度ごとの交付

決定を前提とした工事割合の算出が必要となる。また、長寿命化改良事業のような大規模な工事の場合、契約初年度に交付金の内容を含む出来高を計上する必要があり、現場の負担となっている。

国土交通省の所管事業では、複数年にわたる施工実施であっても契約初年度に支出を要さない債務負担行為の設定が可能であることから、文部科学省の学校施設環境改善交付金においても、複数年にまたがる工事に対し柔軟な対応を認めること。

- ⑪「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、中核市に関する特例として、県費負担教職員の研修を行う必要がある。しかし、専用の研修施設の設置のための財源確保が大きな課題となっており、研修施設を保有する中核市においても、更新時期を迎えている。このことから、専用の研修施設の新増築及び改築、または、既存施設・設備等の改修について、国庫負担による財政措置を講ずること。
- ⑫学校敷地には、学校建設時に併せて植えられた樹木が複数あり、桜やケヤキなどは、樹齢を重ね大木となっている。樹木は、季節と共に新緑や紅葉など様々な和みを演出し、夏場には日差しを和らげるなど、子供たちに憩いの場を提供しているが、一方、近年では老木化した枝が落ち、死傷事故なども発生している。また、クビアカツヤカミキリなどの外来生物により、樹木が内部から食い荒らされるなどの被害もある。落枝、倒木等による事故を未然に防ぐため、樹木医による診断や樹木の剪定、伐採に関する維持管理基準及び補助制度を創設すること。
- ⑬学校プール施設の老朽化や暑さ指数の上昇に伴い、学校プール施設での安心・安全な水泳授業の実施が困難となっており、民間施設等を活用し水泳授業を実施している。現在、水泳授業における民間施設等への移行に伴い、学校施設を中心とした複合施設の整備を進める中で、計画的な学校プール施設跡地整備が課題となっていることから、学校プール施設跡地整備に関する補助制度を創設すること。  
また、水泳授業を継続するため、民間委託及び児童生徒の移動等について、財政措置を講ずること。
- ⑭小学校全学年において令和7年度に35人学級編成となり、中学校においても令和8年度から3年間をかけて、段階的に35人学級編成となる予定である。着実な35人学級編成の実現のために、学級数の増加に対する教室の確保が課題となっており、余剰教室がない学校については、普通教室ではない教室等を転用する必要があることから、35人学級編成や少人数学級の実施に伴う校舎の増改築・改修に係る補助制度を創設すること。または、増改築・改修の規模にかかわらず学校施設環境改善交付金の交付対象とする等、必要な法令改正や財政措置を講ずること。
- ⑮公立学校施設整備費負担金制度では、補助金の算定における保有面積の控除において、過去に補助対象外のため地方公共団体の財政負担によって整備を実施した面積についても、既存施設の保有面積として一律に補助対象面積から控除され

## 教育関連分野（個別行政分野提言）

ている。保有面積の控除において、過去に補助対象外のため地方公共団体の財政負担によって整備を実施した面積を控除対象から除外するよう、制度の見直しを図ること。

また、既存施設を活用した小中学校の統合において、施設併設型小中一貫校については、小学校及び中学校それぞれの補助対象面積に基づき補助金が算定されるが、義務教育学校については、既存施設の保有面積が控除されるため、同じ施設整備を行うにもかかわらず、運用形態が義務教育学校であるという理由だけで補助金に差が生じている。義務教育学校の整備促進を図るため、既存施設を活用した義務教育学校整備における補助金算定について、見直しを図ること。

## 12. 学校給食費の無償化について

義務教育段階における保護者の経済的負担の一定割合を占める学校給食費について、近年の物価高騰等の社会情勢を踏まえ、完全無償化した地方公共団体がある一方、財政上の課題等から無償化を実施できない地方公共団体もあり、格差が生じている。小学校給食については、令和8年度から、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食の無償化）に伴う国の財政措置が講じられたが、国の補助額だけでは食材費を賄えず、中核市の9割を超える58市において、地方公共団体や保護者が負担せざるをえない状況にある。地方公共団体間の格差を是正するためにも、国が責任をもって完全無償化となるよう財政措置を講ずること。

また、中学校給食についても、国において早急に無償化の時期を示すとともに無償化に伴う財政措置を講ずること。

### ◆詳細説明

学校給食の経費負担は、学校給食法第11条の規定により、実施に必要な施設・設備及び運営に要する経費を義務教育諸学校の設置者の負担と位置付け、食材費を保護者の負担とし、学校給食費が徴収されている。近年、各地方公共団体の独自制度として学校給食費の無償化が進められているが、自治体ごとに支援内容が異なっており、少なからず各地方公共団体の財政力によって左右されるところが大きい。

小学校給食については、令和8年度から学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が実現し、国による財政措置が講じられることになった。これは、義務教育段階において居住地に関係なく、全国で平等な教育環境を確保することや子育て世代への支援について中核市市長会が要望してきた内容が反映されたものと認識する。一方で、中核市市長会が令和8年3月に実施した調査によると、国の補助額だけでは食材費を賄えず、中核市の9割を超える58市において、地方公共団体や保護者が負担せざるをえない状況にある。地方公共団体間の格差を是正するためにも、国が責任をもって完全無償化となるよう財政措置を講ずること。

また、中学校給食についても、国において早急に無償化の時期を示すとともに無償化に伴う財政措置を講ずること。

### 13. いじめ・不登校支援等の強化に向けた総合推進事業の拡充と新たな仕組の構築について

中核市が実情に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用できるよう、また、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」の実現のため、相談体制の整備及び多様な学びの場の充実に係る支援と、それに伴う財政措置を行う等、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を拡充すること。

#### ◆詳細説明

不登校、いじめ、発達障害、虐待、貧困等の課題を抱える児童生徒が全国的に増加しており、その早期発見・早期対応に向けて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、活動を充実させることが急務となっている。

また、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」（以下「COCOLOプラン」という。）では、校内教育支援センターの設置促進、教育支援センターの機能強化及び、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（以下「特例校」という。）の設置促進の取組が掲げられている。

現在、国のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する国庫負担は1/3と低い状態である。人件費について、教育支援センターの相談員が補助対象となったものの対象が限定的であり、校内教育支援センターにおいては、対象校数が4,000校に拡大されたものの未だ限定的である。また、特例校については、従来の基礎定数で算定されており、特例校に特化した教員配置の仕組みが無い状況である。

さらに、不登校児童生徒の増加に伴い、公営及び民営の多様な学びの場（フリースクール等）のニーズが増加しているところであるが、その支援については、実情として自治体の予算のみで対応していることが多く、早急な特例校の整備、各種支援を実施するために必要となる人材や予算等の不足が大きな課題となっている。

については、実情に応じたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の人材の配置や増員による教育相談体制の整備並びに多様な学びの場の充実にため、制度全体の国庫補助率を引き上げる等の財政措置を行うとともに公設フリースクールの拡充、民間フリースクールとの連携等、市区町村が実状に応じて取り組む多様な不登校支援施策に対し、柔軟な支援制度を創設すること。

また、COCOLOプランの実現のため、特例校整備及び通学手段確保に係る財政措置の充実、教育支援センター及び設置済みの全ての校内教育支援センターの支援員・相談員の人件費について補助対象を拡大するとともに、従来の教員基礎定数とは別に、特例校に特化した教員の基礎定数化及び新たな加配の充実を図ること。

## 教育関連分野（個別行政分野提言）

加えて、近年、児童生徒のコミュニケーションツールとしてSNSが普及しており、いじめや様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談支援の手段として有効である。とりわけ、虐待や希死念慮などの緊急性のある事案については、都道府県・指定都市が実施主体であるが、学校現場に最も近い基礎自治体においてSNSを運営することで、より早期の対応を図ることができる。このことから、教育支援体制整備事業補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）交付要綱の別記（第4条関係）表に定める「スクールカウンセラー等活用事業」について、中核市をSNS相談等対象事業の補助対象に加えるよう、制度の拡充を行うこと。



## 14. 中学校部活動の地域展開等における負担軽減及び円滑な実施について

中学校部活動の地域展開等について、認定地域クラブ活動、部活動指導員の配置及び経済的困窮家庭への支援など、休日だけでなく平日も含めた地域展開等を進める上で生じると見込まれる財政負担について、国において十分な財政措置を講ずること。

学校教育法施行規則第78条の2の部活動指導員について、報酬や費用弁償などに関する補助制度を更に充実させるとともに、雇用以外（委託や派遣、謝礼金等）であっても部活動指導員業務ができるよう制度改正を行うこと。

地域クラブ活動等における生徒の大会等の参加について、円滑な参加に向けた環境の確保や支援を行うこと。

また、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、スマートロックだけでなく、学校体育施設等の夜間照明等の整備について、財源措置を講ずること。

### ◆詳細説明

国は、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」における中学校部活動の地域展開等について、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月22日付）（以下「ガイドライン」という。）において、市区町村等に対する認定地域クラブ活動の運営等への公的支援の取組の促進について示している。国において全国一律の制度を創設し、地方公共団体に新たな財政負担が生じないよう、十分な財政措置を講ずること。

地域展開等に伴う部活動指導員の配置にかかる財政負担に対し、現制度では国が1/3補助、市区町村が1/3負担となっている。今後、休日だけでなく平日も含めた地域展開等を進める上で、自治体の財政負担が拡大することのないよう、国において十分な財政措置を講ずること。

また、経済的に困窮する家庭においても、スポーツ及び文化芸術活動をしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、保護者の費用負担に関する制度の構築を行うこと。

加えて、部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2）について、雇用以外（外部委託、派遣、謝礼金等）での任用を可とするよう、法令等の改正を図るとともに、部活動指導員の配置支援については、部活動の活動時間の前後等の関連業務も補助対象とすること。

地域クラブ活動等における生徒の大会等の参加について、国はガイドラインにおいて、生徒の大会等の参加機会の確保及び大会等への参加の引率や運営に係る体制

## 教育関連分野（個別行政分野提言）

の整備の必要性を示している。国において、円滑な参加に向けた環境の確保や支援を行うこと。

また、学校施設整備に係る国からの財源措置については、スマートロック等は対象とされているが、夜間照明については対象とされていない。地域クラブ活動等の主な活動場所は学校施設であり、指導者確保の点からも主な活動時間帯は夜間となることから、夜間照明等の整備について、財源措置を講ずること。

## 15. 小中学校の ICT 機器の整備と活用に係る財政支援について

「GIGAスクール構想」を持続可能で実効性のあるものとするための財政措置等について、次のとおり要望する。

- ①機器のランニングコストやICTを活用するための人的支援やセキュリティの確保、必要な通信ネットワークの整備・増強等への十分かつ継続的な財政措置を講ずること。
- ②特色ある教育活動を展開できるよう、最低スペック基準を見直し、オプアウト調達については、高スペック端末の定義を明確にするとともに、中核市はオプアウトを可能とすること。また、公立小中学校のみならず公立高等学校においても全ての生徒の個別最適な学びを実現・持続するため、十分かつ継続的な財政措置を講ずること。
- ③教育分野に分散している児童生徒に関わるデータを集約・活用できる仕組みを構築するに当たり、法的整備及び財政措置を講ずること。
- ④GIGAスクール構想の安定的な運営のため、令和6年度で終了したGIGAスクール運営支援センターの整備について再度財政措置を講ずること。また、ICT支援員に係る地方財政措置について、現行の4校に1人の配置だけでなく、1校に1人配置する等の財政措置を講ずること。また、学習支援ソフトウェアの導入・更新費用やコンピュータ教室の維持・更新に係る費用についても、財政措置を講ずること。
- ⑤学習者用デジタル教科書への補助対象を拡充し、紙の教科書と同様に全額国費負担とすること。

### ◆詳細説明

- ①国は学習者用端末の更新にかかる補助基準額を1台当たり5.5万円とされているが、価格高騰により、国の標準仕様を満たす端末の多くは基準額を超過してしまう現状である。また、タッチペンと端末保護ケースも端末と一体的に整備する場合には補助対象となったが、同様に基準額を超過する可能性が高い。特に学習者用端末の運用維持に関しては、端末の更新費用に加え学級増に伴う充電保管庫の設置費用等が必要となることに加え、LTE 等のモバイル回線を含めた通信費、運用維持費及び自治体がセキュリティ対策や通信ネットワークの整備・増強を実施するための費用等が国の補助対象とされていない。

さらに、学習者用端末の利活用が進むにつれて故障や破損が増加し、児童生徒1人に1台行き渡らず、学習機会を逸する期間が発生している。このため、予備端末や端末の修繕費用、バッテリー交換費用に加え、破損時に対応可能な保険も自治体が負担している状況である。

## 教育関連分野（個別行政分野提言）

これらのことから、予備端末の購入費に対する補助率を上乗せするとともに備品購入費や運営維持費にかかる財政措置を講ずること。

なお、地方公共団体が購入して生徒に貸与する、「公費貸与」のみならず学校や家庭で自由に使えるように保護者が購入する、「BYAD」や「BYOD」での導入に対しても、一定の保護者負担軽減に繋がるような財政措置を講ずること。

- ②全ての児童生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを全国の学校現場で実現・持続させるため、補助対象を拡大し、継続的な財政措置を講ずること。また、義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ児童生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学べるよう、継続的な支援が望まれるとともに、小中学校より進んだ学習が必要となることから、端末のスペックも高いものが求められるため、十分かつ継続的な財政措置を講ずること。
- ③学校・教育委員会や首長部局で保有している児童生徒に関わるデータを ICT 技術により共有・活用することで、多面的・多角的な視点で児童生徒の学びをサポートするための基盤を構築するに当たり、個人情報取り扱いに係る法的整備・システム構築にかかる財政措置を講ずること。
- ④GIGAスクール構想の安定的な運営のため、令和6年度で終了したGIGAスクール運営支援センターの整備について再度財政措置を講ずること。また、ICT支援員に係る地方財政措置について、現行の4校に1人の配置だけでなく、1校に1人配置する等の財政措置を講ずること。また、学習支援ソフトやコンピュータ教室の維持・更新に係る費用について、財政措置を講ずること。
- ⑤学習者用デジタル教科書について、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、そして「算数・数学」を段階的に導入している。令和8年度の学習者用デジタル教科書購入費について、「英語」は全ての小中学校等、「算数・数学」は一部の小中学校等の小学校5年生から中学校3年生を補助対象としている。学習者用デジタル教科書への補助対象を拡充し、紙の教科書と同様に全額国費負担とすること。

## 16. 介護職員の処遇改善と人材確保について

国の責任において、全ての介護従事者の処遇改善に継続して取り組むとともに、改善の都度、増大する事業所の事務負担の軽減を図ること。また、介護人材の奪い合いのような自治体間競争が生じないよう、国の責任において介護従事者の確保・定着及び育成のための抜本的な支援策を講ずること。

特に介護支援専門員(ケアマネジャー)については、法定研修の費用負担軽減及び受講しやすい効率的なカリキュラムへの改善により、人材の確保・定着を図ること。

### ◆詳細説明

将来的に介護サービス利用者の大幅な増加が見込まれているが、一方で国全体では介護職員の大幅な不足が予測されており、介護職員の確保・定着は喫緊の課題である。

介護職員の給与引上げのために、近年国は、数次にわたり、介護報酬改定等による処遇改善加算制度の見直しを行ってきたが、依然として介護職員の平均給与は全業種平均と比べ低い水準にある。介護保険制度を継続していくためには介護職員だけではなく、ケアマネジャーや生活相談員、看護師、調理員、事務員等の様々な職種の人材を確保する必要があることから、介護サービスに従事する全ての職種を対象とした処遇改善を行うとともに、利用者や保険者の負担が増えないよう処遇改善に必要な財源の措置が必要と考える。

加えて、現在の処遇改善加算制度は、事業所が申請の有無を判断するため、申請していない事業所においては、処遇改善を受けることができない状況にあるほか、制度内容や計画書等の書式変更が頻繁にあり、事業所へ多大な負担を強いている。

このような状況を改善するため、今後も国の責任において、現下の社会情勢を踏まえた実効性の高い処遇改善を効率的に進め、それにあたっては、地域区分の高い都市への人材流出等、都市間競争が発生しないよう、高齢化率等も勘案した新たな基準や、事業所の事務負担の軽減も検討し、継続して制度改善に取り組むこと。

特に地域区分については、令和8年度の見直しにおいて、事業所の報酬が減額し、全ての介護従事者の処遇さらには事業所の経営自体への影響が想定されることから、各自治体の意向が反映できる新たな特例措置を設けること。

なお、介護保険事業計画期間中の介護報酬改定は、保険料やサービス利用料の増額のほか、保険者の介護保険財政にも影響を与えるため、利用者や保険者の負担が生じないよう国の法定負担割合を増やすなど必要な対策を講ずること。

処遇改善以外にも、離職者の抑制や、介護DXの活用による職員の負担軽減、外国人材も含めた人材の確保のため、全国一律の抜本的な支援策等を講ずること。

## 福祉関連分野（個別行政分野提言）

また、介護人材の中でも特に、介護保険サービスの適切な提供において重要な役割を果たすケアマネジャーについては、法定研修の受講にあたり、数日間業務を休み、かつ数万円の費用負担があり、人材定着の大きな障壁となっているため、研修費用の負担軽減と就業中でも無理なく受講できる効率的な研修体系に見直すこと。

## 17. 障害福祉サービスに係る超過負担の解消について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業において、地方公共団体の超過負担が生じている状況にある。障害福祉サービスの安定的な提供を可能とするため、国庫負担率を 50/100 とするための財政措置として、次のとおり要望する。

- ①地域生活支援事業の補助基準額を引き上げること。
- ②障害者自立支援給付の国庫負担基準の撤廃を行うこと。

### ◆詳細説明

地域生活支援事業について、地域生活支援事業費等補助金交付要綱では、補助基準額については厚生労働大臣が必要と認めた額、補助率については50/100と定められているところである。

この基準額が地方公共団体の事業費を大幅に下回っており、財政的負担が課題となっている。障害者総合支援法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援事業の計画的な実施を可能とするため、基準額を引き上げること。

障害者自立支援給付について、費用負担は、原則、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4と規定されているが、介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に限る。）の支給については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額のいずれか低い額としている。

その結果、重度訪問介護を長時間利用される重度の障害のある人を支援した場合や、介護保険制度を併用される障害のある人など、国庫負担基準を超える支援を必要とするケースが多数生じることにより、地方公共団体の超過負担となり、地方公共団体の財政負担が増大する状況となっている。

今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービスの伸びが見込まれる中で、障害者が安心して生活を送ることのできる制度の持続可能性を確保していくため、国庫負担基準の撤廃を行うこと。

## 18. 国民健康保険制度の財政支援と保険者努力支援制度の見直しについて

国保の持続的・安定的な運営のため、保険者間における保険料(税)格差の是正と、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援金などの財政負担、保健事業及び医療費適正化への取組に対しての国庫負担の拡大による財源強化がなされるよう次のとおり要望する。

- ①国保の財政基盤の強化として平成30年度以降毎年約3,400億円の公費を国保に投入するとされている。また、当時制度化されていなかった社会保険適用事業所の拡大等、国保被保険者に更なる負担を求める状況となっていることから、都道府県単位化以降も財政運営を安定的に行うためにも、被保険者の実態に合わせた更なる財政基盤の強化が必要であるため、その支援措置を講ずること。
- ②地方財政措置については、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう、措置額の大幅な拡大を実施すること。
- ③税制改正に伴う個人所得課税の見直しの影響により、減収となる保険料(税)を補てんするための財政措置を実施すること。
- ④保険料(税)の急激な上昇を抑制するために法定外繰り入れを行うことに対し、ペナルティを課している。財源を市町村が積立てた基金に求めるのではなく、保険者が法定外繰入を回避できるよう、法定内繰入の基準見直しを行うなど、十分な財政措置を講ずること。
- ⑤後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費負担の対象から除かれていることから、事業費納付金の算定の基となる後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公費負担を行い現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。
- ⑥1人当たり医療費が増加傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するため、保健師等の専門員の確保及びレセプト点検の充実・強化に対し、更なる財政措置を講ずること。
- ⑦令和4年度から導入されたこどもの均等割保険料(税)の軽減措置について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国庫負担の割合を拡大し、国の責任と負担においてこどもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の拡充を図ること。加えて、令和6年1月から導入された産前産後保険料(税)免除(軽減)制度についても、国庫負担の割合を拡大すること。
- ⑧令和7年度保険者努力支援制度(取組評価分)において創設された「こどもの医療の適正化等の取組」のうち、こどもの医療費助成制度における外来窓口負担に対するものに係る評価指標を撤廃すること。

- ⑨令和8年度に導入された「子ども・子育て支援金」制度に係る保険料分については、18歳未満被保険者の均等割額について10割軽減した上で、当該軽減分を18歳以上被保険者に賦課することとされているが、18歳未満の子どもが属する子育て世帯についても一定の負担を求めることとなるため、本制度の恩恵が十分に得られるよう、国の責任において対象世帯に対して軽減措置の拡大を図るなど財政措置を行うこと。また、本支援金制度による更なる負担相当分の財政支援を行うこと。
- ⑩外国人の滞納防止対策として、入国初年度の保険料前納制などが講じられたが、入国2年目以降の対策についても国において講じること。

◆詳細説明

市町村国保は、被保険者の高齢化や景気低迷の影響により、世帯の所得が低下している一方で、医療技術の高度化や高齢化の進展により一人当たり医療費は年々増加し、平成30年度においては全国規模で、1,258億円に上る法定外繰り入れと合わせて、繰上充用額も214億円となっており、国保財政は危機的状況となっていた。

平成30年度以降、毎年約3,400億円の公費を国保に投入することとされたことや、コロナ禍における受診控えの影響により令和3年度の法定外繰入の全国合計は約674億円まで減少したが、令和4年度は約748億円と増加に転じている。被用者保険の適用拡大等、国保被保険者に対する負担が大きくなることが見込まれ、今後も増え続ける見込みの一人当たり医療費や後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援金などの実態を踏まえた更なる財政基盤の強化策を講ずること。

国保財政安定化支援事業については、地方財政措置となっているが、所得水準が低い一方で、年齢構成は高く医療費水準が高い国保の構造的な問題が拡大し、特別の事情として定められている2項目の要因による支援を必要とする保険者が増加している中で、国の地方財政支援措置は、毎年1,000億円の定額となっている。そのため、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう措置額の大幅な拡充を図ること。また、現在行われている算定額の8割を基準財政需要額に措置するのではなく、算定額全額を基準財政需要額に反映すること。

令和3年度課税分以降、個人所得課税の見直しに伴い基礎控除額が10万円引き上げられたことで、個人事業主や不動産所得者などの国民健康保険料(税)の所得割が減少し、国民健康保険料(税)の減収につながっている。

また、保険料(税)の急激な上昇を抑制するために法定外繰り入れを行うことに対してペナルティを課し、保険者努力支援制度において交付金を減額しており、市町村においては、基金に積み立てることによって財源の確保に努めているが、厳しい財政状況の中、基金を積み立てられない市町村も多数存在している。

国民皆保険を堅持し、国民健康保険制度を安定的に運営するために、税制改正のほか、本格的な少子超高齢社会の到来、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大等、保険者の責に依らない要因により国民健康保険料（税）が減収する保険者に対しては、法定内繰入の基準見直しを行うなど、国が責任を持って、十分な財政措置により補てんすること。

さらに、社会保険適用拡大により生じた繰入金についても、法定内繰入に設定し、交付税措置など財政支援を行うこと。

後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費負担の対象から除かれていることから、事業費納付金の算定の基となる後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。後期高齢者の医療給付費の増加に伴い、国保被保険者の保険料（税）に占める支援金の負担割合が年々増加していた。令和6年度の後期高齢者医療制度見直しにおいて、一定、現役世代と後期高齢者医療における高齢者の負担率の見直しはされたものの、国保財政が危機的状況にある中で、この公費対象外の負担分も保険料（税）で賄うことは、不合理である。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公費負担を行い、現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。

特定健診等の保健事業には、専門性を有した保健師等の配置が必須となるが、自治体職員の数にも限りがある。また、医療費適正化の推進を目的として、保険給付が適正であるかを確認するためのレセプト点検の充実と強化が求められている。これらのことから、外部委託を含めた専門員の確保に要する経費など、一定の財政措置を講ずること。

国民健康保険における保険料（税）は、所得等による応能割額と世帯やその被保険者数による応益割額とにより算定される。この応益割額において、世帯の被保険者数1人ごとに均等割額が賦課されることとなり、こどもが増えるごとに世帯の負担が増えていくこととなる。昨今、子育てに関して様々な政策が進められていく中、こどもの均等割保険料（税）についての軽減措置が令和4年度から導入されたが、税負担の上昇により、無所得者や低所得者の負担が高騰していることから、子育て世帯の経済的負担のために、国の責任と負担において、市町村の財政を圧迫しないよう、国庫負担の割合を拡大し、軽減制度を拡充すること。加えて、令和6年1月から導入された産前産後保険料（税）免除（軽減）制度についても、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている公費負担割合を見直し、国庫負担の割合を拡大すること。

保険者努力支援制度（取組評価分）の算定に当たり、こどもの医療費助成制度において、自治体が医療機関での外来窓口負担を必要としている場合には加点する評価指標等が創設され、このことは、地方公共団体が国民に窓口負担を求めることを推奨するものであり、こども・子育て世帯の医療へのアクセスを後退させるものであることから、「こどもの医療の適正化等の取組」に係る評価指標のうち、外来窓口負担に対するものは撤廃すること。

子育てを支援する制度であるにもかかわらず、この制度創設の影響を受けて、18歳未満被保険者が属する子育て世帯にも一定の負担が生じ、結果として児童手当拡充等により得られる利益を減じるものとなることから、本制度の恩恵が十分得られ、子を産み育てやすい環境が整うよう、制度設計に責任がある国に対し、当該世帯に対する財政措置を行うこと。また、被保険者のさらなる負担の増加によって事業運営への悪影響が懸念されるため国が対策を講ずること。

入国1年目は前納制の仕組みが令和8年度より創設されたが、入国2年目以降の対策がなく、在留資格によっては、資格の更新までに一定期間あるため入国2年目以降の対策について国が適切な措置を行うこと。



## 19. 物価高騰等に見合った医療機関等への支援について

公定価格である医療、介護、障害福祉サービス等に係る報酬改定は、最近の物価高騰等の社会経済情勢に十分対応しておらず、社会保障サービスの中核となる医療機関、介護事業者及び障害福祉サービス事業者等の経営に甚大な影響を及ぼしている。

このような中、国の令和7年度補正予算において、経済状況の変化等に対応するため医療分野等における賃上げや物価上昇に対する支援が実施された。更に令和8年度の診療報酬改定では、物価や賃金、人手不足等の医療機関を取り巻く環境の変化への対応として本体部分を3.09%引き上げる方針が示されているが、薬価等部分は0.87%引き下げられ、全体では2.22%の引き上げ率となっている。

一方、令和7年9月に6病院団体が国に対して行った緊急要望によると地域医療の崩壊を防ぐためには10%を超える診療報酬改定率が必要とされており、このたびの診療報酬改定が病院の経営改善に資する内容になっているのかを検証する必要がある。特に、中核市における自治体病院は、医療における広域的な拠点機能を担っており、病院の経営の悪化は、周辺地域にも大きな影響を与えると同時に、一般行政部門の財政運営にも支障を及ぼしかねない。他方、公立病院を持たない地域では、民間病院がその代わりに果たすため、地元自治体の恒常的な財政支援がなされている。これら病院が、将来に渡り、拠点機能を担っていくためには、適正な施設の維持・確保が必要であるが、近年の建築資材高騰及び労務費上昇等により、建設コストが高騰している影響を受け、施設の新築・増改築等が困難な状況となっている。

については、このたびの診療報酬改定が、物価高騰等に適切に対応した制度となっているかを検証し、不足分が中核市等の自治体病院の役割の状況に応じた適切な国からの財政支援を継続的に実施するとともに、建設コスト高騰を踏まえ医療機関の新築・増改築等についての財政支援を要望する。

### ◆詳細説明

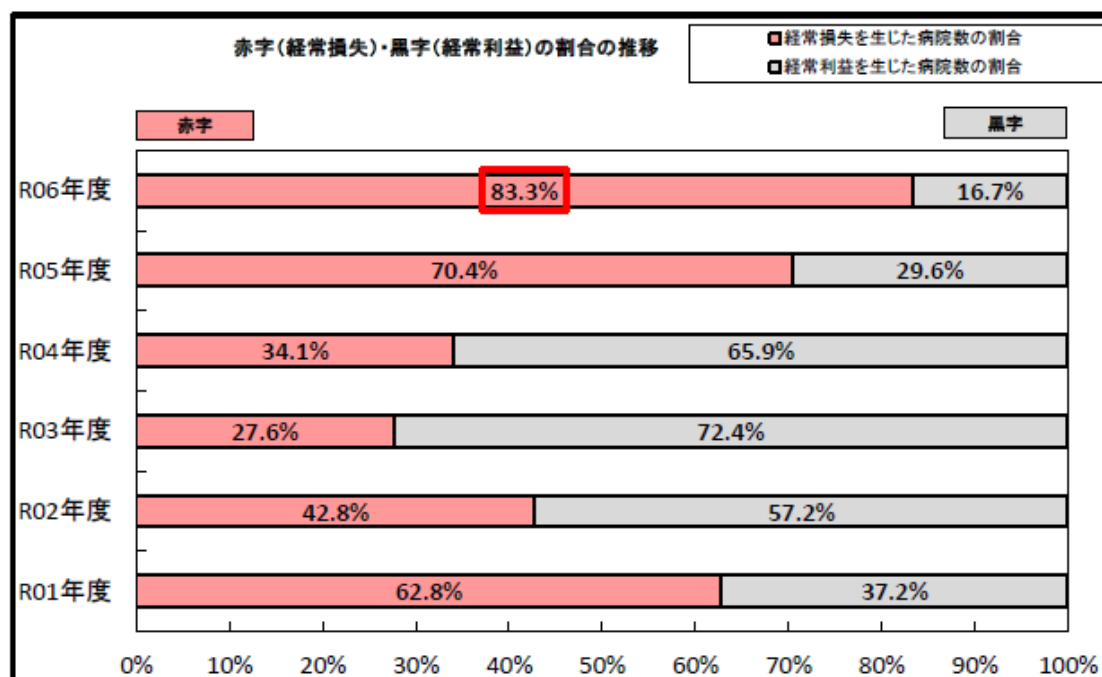
公立、民間を問わず、昨今の医療機関、介護事業者及び障害福祉サービス事業者等の経営状況は、賃金の増加やスタッフの働き方改革、物価高騰の影響により業務に要する費用が大きく増加しているのに対し、公定価格である診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬では賄うことのできない状況となっている。他業種では、費用が増加すれば販売価格に転嫁することで対応できるが、これらの機関等は、国が定める報酬基準により経営を行うことを求められており、独自の判断で価格転嫁を行うことができないことから、経営努力だけで費用の増加に対応することには限界が

ある。

特に自治体病院は、行政・医療機関・介護事業者等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に継続して提供することで、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とし、重要な役割を担う。なかでも、中核市が設置する自治体病院は、地域医療の拠点となる中核病院として、広域的に近隣自治体からの救急搬送患者や他医療機関からの紹介患者を受け入れるとともに、小児・周産期、新興感染症等の採算性が低い政策医療を担っており、地域医療を支える「最後の砦」となっている。しかしながら、自治体病院においても、国・県の勧告に準拠した給与改定等により人件費が増加する等、医業費用が増加しており、多くの自治体病院では、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出金を充当しても、経常収支がマイナスとなっており、令和6年度の赤字病院の割合は過去最大となっている（図表）。病院を支える自治体にとっても、繰出金が大きく増加し、一般会計の負担が増すことになれば、その財政運営にも支障を及ぼす恐れがある。

さらには、これら病院が、地域医療を支える「最後の砦」としての役割を将来に渡り担っていくためには、適正な施設の維持・確保が必要であるが、時勢を踏まえた施設の新築・増改築等に関する国の制度・支援が不十分な状況にある。

については、地域に必要である良質な医療、介護、障害福祉サービス等を継続的に提供していくため、このたびの診療報酬改定が物価高騰等に適切に対応した制度となっているのかを検証し、不足分については自治体病院をはじめとする機関等への継続的な財政支援、建設コスト高騰等を勘案した適切な措置を行うこと。



出展：総務省・令和6年度病院事業決算の状況

## 20. ゼロカーボン社会実現に向けた取組について

国は地球温暖化対策推進法の改正等カーボンニュートラルに向けた施策を推進しているが、基礎自治体が独自で推進できる事業は限られており、国と都道府県と基礎自治体が連携して取り組む必要があることから、新しい国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を通して、住民のライフスタイルの脱炭素化の更なる促進に向けた周知啓発を推進しながら、自治体独自の取組を後押しする施策を実施すること。

また、公共施設のZEB化の推進にあたり、イニシャルコストがネックとなり導入の障壁となっている。公共建築物のZEB化を進めるための補助事業については令和5年度より中核市が除かれることとなった。令和8年度からは中核市においても、病院等が補助対象となったが、それ以外の施設は依然として補助対象外となっている。今後、十分に公共施設のZEB化を進める必要があることから、すべての自治体を対象とするきめ細かな補助制度を創設すること。さらに、令和12年度までとされている脱炭素化推進事業債について、事業期間を延長すること。

併せて、ペロブスカイト太陽電池の普及や水素やアンモニアなど次世代エネルギーの社会実装、CO<sub>2</sub>の回収・貯留技術等の早期実用化、吸収源対策に係る取組の推進、再生可能エネルギーの主力電源化によるインフラ整備など脱炭素化社会の実現に向けた基盤の整備をすること。

加えて、近年、再生可能エネルギーの推進に伴い、全国各地でメガソーラーの設置が増加している一方で、生活環境や自然環境、地域の景観等への配慮が不足している不適切な設置事例も見受けられ、住民の不安や地域社会との摩擦を招いている。これを受け、中核市を含む自治体では独自の規制条例を制定する動きが広がっているが、運用面で限界があるため、景観・自然環境保全に資する設置基準の策定、既存設備の廃棄・リサイクルに関することや条例制定に関するガイドラインの提示、不適切事例に対する指導の強化など、国としても、FIT/FIP制度によらない再生可能エネルギーの導入も含めて、地域との共生を図る仕組みを早急に構築すること。

### ◆詳細説明

令和7年12月26日時点で1,196自治体がゼロカーボンシティ宣言を行っており、地域からの地球温暖化対策が進むものと期待されるが、地球温暖化対策は国民・事業者・行政などすべての主体が連携・協力して取り組む必要があることから、国がリーダーシップをとって補助事業を始めとする積極的な関与を行うとともに、脱炭素化に資する新たな技術開発を推し進めることを期待したい。

各自治体では再生可能エネルギーの普及に努めているものの、人口が集中する都市部の中核市においては、導入ポテンシャル自体が乏しく、現状の技術を用いて完全な普及を図ったとしてもゼロカーボンの達成は難しい。

これらの現状を踏まえ、

①ZEH・ZEBなど住宅や建築物の脱炭素化やEV・FCVなどモビリティの電動化に向けた支援制度の拡充、行動変容を促す仕組みづくりなど住民のライフスタイルの脱炭素化を促進する施策に加え、産業部門などの事業者、とりわけ中小企業が積極的に経営に脱炭素化を取り入れることができる仕組みを創設すること。

また、中核市における脱炭素政策を後押しする事業として、地域脱炭素推進交付金を活用した「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」に代わる、新たな地域イノベーションを総合的に支援する仕組みを創設すること。

②国の策定した地域脱炭素ロードマップに基づき、2030年までに新築建築物の平均でZEBを目指すため、公共施設については率先してZEB化が求められている。国ではこれまで公共建築物のZEB化を進めるための補助事業を実施しているが、令和5年度から、病院等を除き中核市は補助対象外となった。中核市においても公共施設のZEB化を進める必要があるため、すべての自治体を対象とした補助要件へ改善すること。また、公共施設の総合管理計画との整合の中で、数の多い小中学校の教務室を除く教室のLED化が進んでいない。公共施設のZEB化の可能性調査や将来的なZEB実現に向けた省エネ設備等の導入及び建物用途別のきめ細かな補助を創設すること。さらには、地域脱炭素ロードマップの集中期間と同様に令和12年度までとされている脱炭素化推進事業債の事業期間についても、財政負担や業務量の平準化等を図り、地域の脱炭素を推進していくため、脱炭素を達成するまで事業期間の無期限延長を要望する。

③ペロブスカイト太陽電池の普及に向けた補助要件の緩和、水素やアンモニアなど次世代エネルギーの社会実装に向けた事業の強化やサプライチェーンの構築のほか、CO<sub>2</sub>を回収・貯留し活用する技術等の早期実用化を図るとともに、継続的な森林整備やブルーカーボンに関する制度構築などの吸収源対策の推進、再生可能エネルギーの主力電源化に対応しうる送電網の整備など電力システムの改善を図ること。また、各自治体においてこれらの導入を行う際の支援を充実させるとともに、製造事業者と自治体をつなぐマッチング支援の仕組みも創設すること。

④ゼロカーボン社会の実現に向けて再生可能エネルギーの導入が拡大している一方で、山間部や斜面に設置され森林伐採や地形改変により自然災害リスクを高め、生態系や景観を損ねる懸念があるなど、自然環境や地域社会への配慮が不足している不適切なメガソーラーの設置事例が多数報告されていることから、全国では300超の地方公共団体において、再生可能エネルギー設備の設置を規制する条例が制定されている。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が令和5年度に改

正され、FIT/FIP制度を活用する場合、土地開発に関する許認可が申請要件として追加され、周辺地域の住民に対する説明会の開催や事前周知措置が義務付けられるなど、手続が厳格化されているが、FIT/FIP 制度によらない再生可能エネルギー設備の設置については、許認可の対象とならず、自然環境や地域社会等に悪影響が依然として懸念される。

既存設備の更新等に伴う太陽光パネル等の廃棄・リサイクルに関する責任主体や費用負担の枠組みについても併せて一体的な整備を要望する。

再生可能エネルギーの導入を地域社会との理解と共生のもと進める方針を明確にし、不適切事例に対する指導の強化、自然環境や景観の保全に資する再生可能エネルギーの設置基準の策定、また地方公共団体における規制条例制定に係るガイドラインの提示など、必要な措置を講ずること。

以上4点について、国の取組を要望する。

なお、脱炭素社会の実現に向けた施策については、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの多寡によって地域間格差が生じることのないよう配慮し、全ての自治体が前向きに脱炭素社会を目指せる内容とすること。



## 21. 予防接種の実施に係る財源措置について

国の責任において、すべての国民が等しく予防接種を受けられるよう予防接種実施の方法・財源について、過度に地方公共団体に負担を生じさせないよう次のように要望する。

- ①新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下、「新型コロナワクチン接種」という。）について、令和7年度は国の費用助成がなくなり、自治体の財政負担が増大するとともに、自治体間で住民の自己負担額に差が生じていることから、改めて定期接種体制確保に対する財政支援を講ずること。
- ②新型コロナウイルス感染症について医療従事者の感染防止対策のため、費用を抑えてワクチン接種ができるよう、医療従事者向けの助成制度を設けることについて厚生科学審議会で検討を行うこと。
- ③「おたふくかぜワクチン」及び「男性へのHPVワクチン」の接種費用については、任意接種であることから個人負担や地方公共団体の負担で実施している。例示した疾病は、がんや重大な後遺症を誘発するリスクを有しているが、ワクチン接種により予防することが期待できる。しかし、若い世代を中心に費用負担が普及を妨げていることから、定期接種化の是非の検討を加速し、定期接種化した際には多様なワクチン接種への財政支援を講ずること。

### ◆詳細説明

予防接種法に基づく定期接種は、疾病の発生及びまん延を予防し、国民の健康保持に寄与するためのものであり、各自治体の財政状況等により地域によって自己負担額が変わる現状は本来のあるべき姿ではない。

主に小児を対象としたA類疾病定期接種はほぼすべて自己負担無料で実施されているが、高齢者が対象となるB類疾病定期接種は自治体により自己負担額が異なる。全額国庫負担とすることや、地域格差のない予防接種の実現を求める。

また、令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、B類疾病に位置付けた上で、予防接種法に基づく定期接種として実施することとされた。令和6年度は、地方交付税交付金として3割程度が措置されることに加えて、助成金が交付されたが、令和7年度については、4月11日にメールによる通知で助成を実施しない方針が示された。新年度に入ってから方向性が定まると、改めて自治体での対応が必要となることから、制度の存廃については、自治体の予算編成及び議会日程を踏まえ、国の方針を示すよう強く要望する。定期接種は65歳以上が対象となるため、小児定期接種と比べ対象者が多く、かつワクチン単価も高額であるため接種体制を維持する財源確保が困難である。想定される財政負担の大きさを考えると、被接種者の自己負担額を大幅に増額せざるを得ない可能性もあるが、高額な自己負担額を設定した場合

には、新型コロナワクチン接種を諦めざるを得ない高齢者が続出することが見込まれる。

予防接種の目的である、重症化を予防し、住民の健康を保持することが困難になるため、令和8年度も、助成金支給について再考を願うとともに、令和9年度以降については、復活を要望する。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において、医療従事者は無料かつ最も優先的に接種を受けられていたが、臨時接種が終了したことにより、接種には15,000円から20,000円の費用がかかり、多くの医療従事者が未接種となっている。地域医療の維持のために、医療従事者の接種が進むような制度を設けること。

おたふくかぜワクチンにおいて、我が国では、流行性耳下腺炎（ムンプス）が数年ごとに大規模な流行を繰り返している。その理由はおたふくかぜワクチンが任意接種であるために予防接種率が30～40%と低迷し、感受性者が常に多数存在することが大きな要因であると考えられる。定期接種化されていないために、予防接種に係る医療費が特に若い世代において負担となり、普及を妨げる要因となっているとも考えられる。

HPVは、尖圭コンジローマや肛門がんのほか中咽頭がんの原因となり、HPV関連の中咽頭がんは欧米や日本でも男女共に増加傾向で、米国では中咽頭がんの発生数が子宮頸がんを上回っているとの報告もある。

女性へのHPVワクチンの積極的接種勧奨が再開され、子宮頸がん予防が期待されているところであるが、HPV関連がん予防のため、性別に関わらずHPVワクチンを接種し、HPV感染を予防する必要がある。

## 22.公共交通の運転士確保について

地域公共交通を支える旅客自動車運送事業者の経営力向上に向けては、多様な人材の確保・育成を図ることが必要である。特に喫緊の課題である運転士不足については、全国的に社会問題化していることから、運転士の給与面・待遇面の改善に継続的に活用できる補助制度を創設するとともに、事業者や自治体を実施する二種免許取得促進や運転士確保の取組に対し、補助事業の拡充や制度改正を行うこと。

### ◆詳細説明

運転士不足により、全国的に減便や路線廃止が相次いで発生しており、今後も地域の移動手段確保が困難な状況が続くものと想定されるため、次の対策を講ずること。

#### ① 補助制度の拡充等について

運転士の労働環境については、令和6年4月の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の施行により、労働時間の面では負担軽減が図られる一方で、今後も運転士不足による減便や路線廃止が発生し、地域の移動手段確保にも影響を及ぼすことが懸念される。運転士の確保・定着のためには、全業種平均と比べ低い水準である運転士の給与水準の向上を図ることが不可欠であり、運転士確保のために給与面や家賃補助などの待遇面の改善が求められているところ、事業者に改善の原資がない状況がある。路線バス事業は上限運賃制度等によって収益が一定の水準に制約される事業であり、全国的に運転士の処遇改善が進んでいないことから、国において事業者への直接的な補助制度を創設すること。

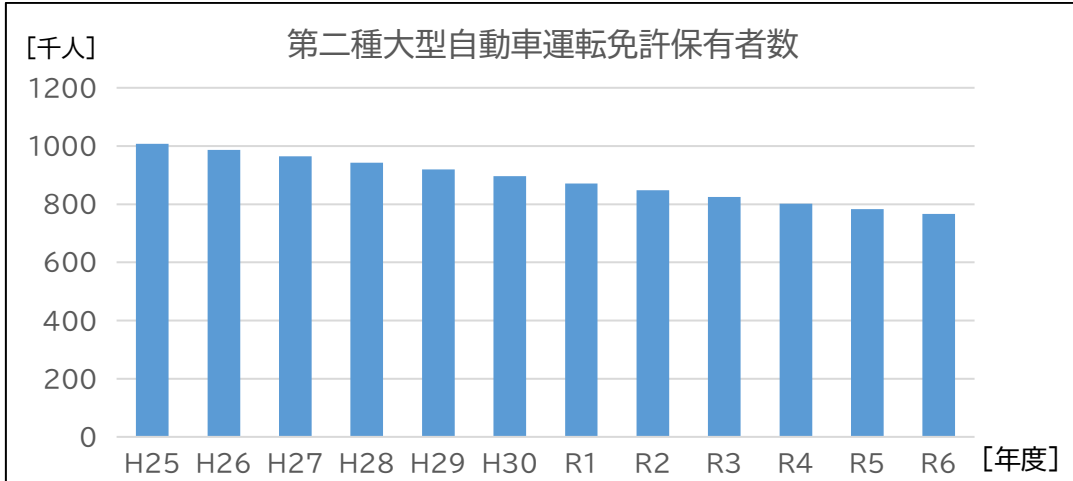
また、二種免許取得支援や人材確保セミナーの開催などの人材確保策に対する国の補助制度の拡充を進めていくこと。

#### ② 制度改正について

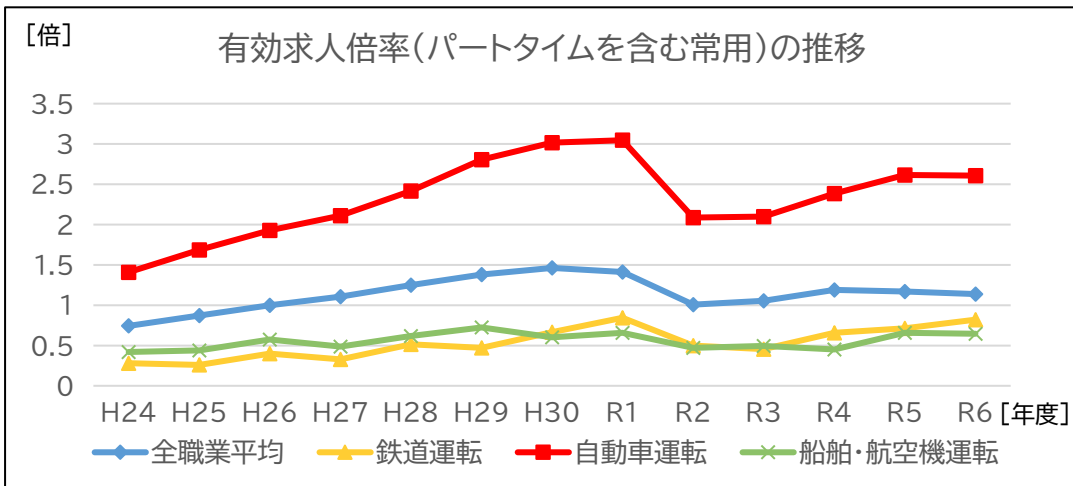
旅客自動車運送事業運輸規則により、旅客自動車運送事業者は、「日日雇い入れられる者」や「二月以内の期間を定めて使用される者」などは運転士として選任してはならないと規定されている。

このため、タクシー会社等に在籍する大型二種免許所持者を、バス会社の運転士として従事させる場合であっても、2か月以上出向させる必要があり、臨機応変な対応が難しい状況である。タクシー及びバスの相互の利用ニーズに臨機応変に対応することが可能となるよう、必要な措置を行うこと。

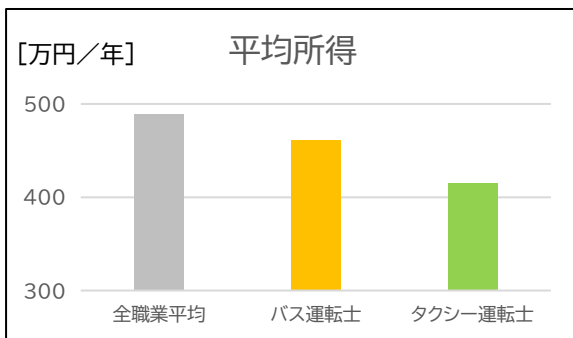
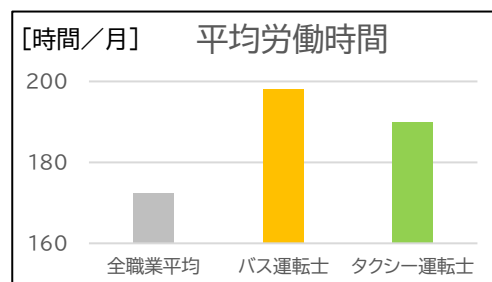
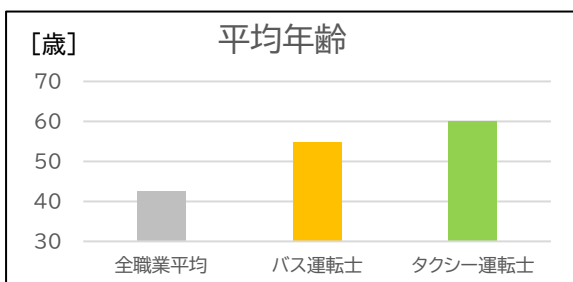
都市整備関連分野（個別行政分野提言）



出典：警視庁「運転免許統計」



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」



出典：厚生労働省  
「令和6年賃金構造基本統計調査」

## 23.地域公共交通の確保維持に係る支援等について

人口減少や車依存社会の進展などによる公共交通利用者の減少、燃料価格高騰等による運行経費の増大、改善基準告示の改正、処遇及び給与水準等を起因とした運転士不足など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。

一方で、高齢化の進展等により、高齢者の運転免許証返納の動きが進んでおり、住民の移動手段を確保する上で、公共交通の重要性が高まっている。

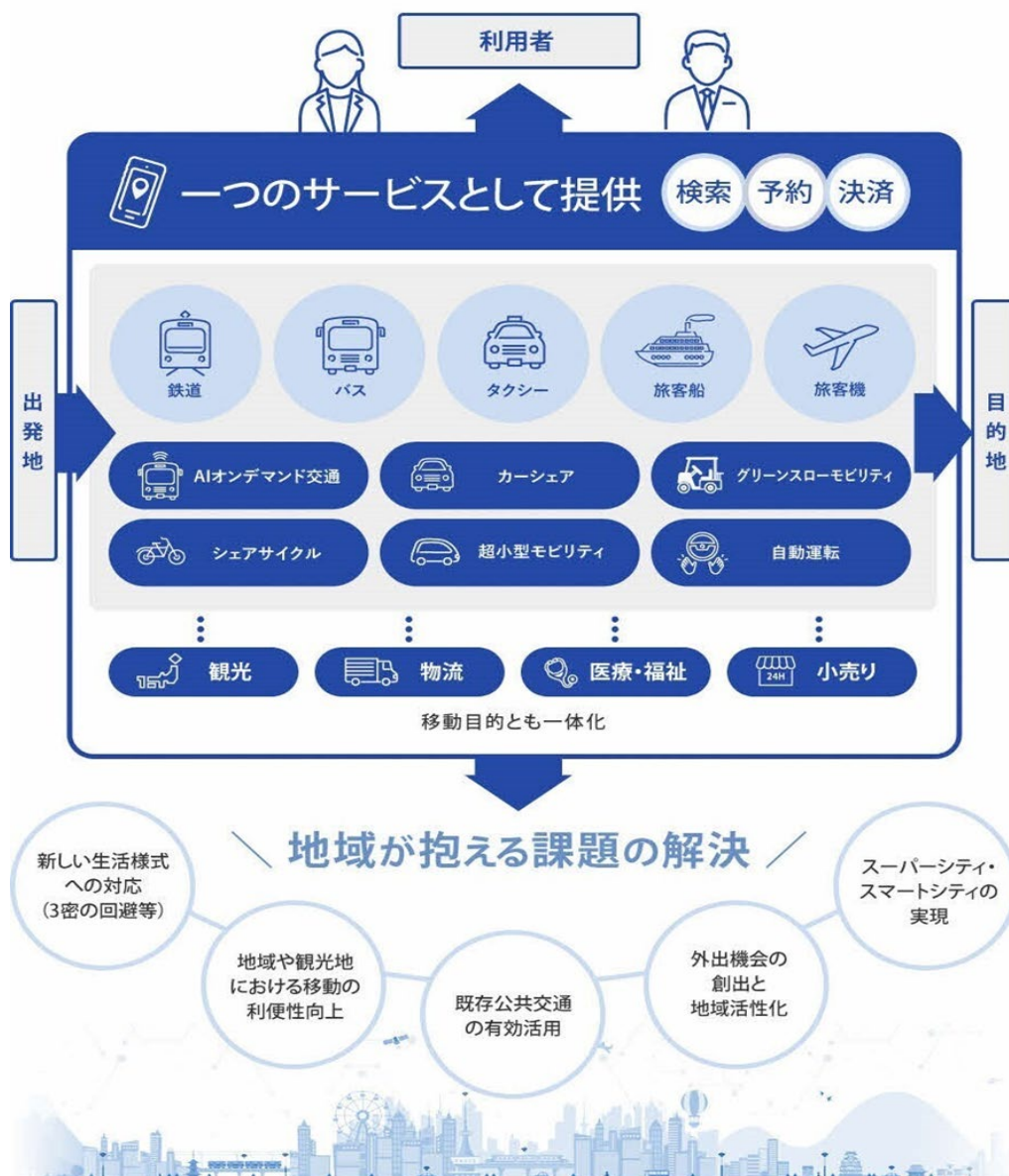
このため、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、先端技術の開発・実装や実用化のための法整備を早急に進めること。また、地域の特性に応じた柔軟な補助要件の設定や適切な財源措置を講ずるとともに、地域公共交通の確保維持のため、使途の自由度が高く、長期的に安定した新たな国庫補助制度(交付金等)を創設すること。

### ◆詳細説明

持続可能な地域公共交通ネットワークの構築のため、以下の措置を講ずること。

- ①公共交通事業者の運行や車両購入等に係る補助の拡充
- ②MaaS(異なる公共交通のシームレス化)の実現に向け、バス、鉄道等で共通して利用できるICカード等の多様な決済システムの拡大や割引運賃の適用などに係る技術的、金銭的支援
- ③MaaSの実現・活用に向け、様々な分野のシステム連携の基盤となる都市OSの構築に係る金銭的支援や国による汎用性の高い都市OS構築
- ④深刻な運転士不足の解消等のため、自動運転技術開発に対する支援及び無人運転化が可能となるよう道路交通法等の改正
- ⑤地域間幹線系統確保維持費補助金の補助要件のうち、1日当たりの輸送量について、全国同一要件である「15人以上」を地方部では地域特性に応じ「10人以上」に緩和する等、都市構造の特色などの観点より、全国同一要件ではなく人口密度や人口分布等の地域性を取り入れた要件の設定
- ⑥地域間幹線系統確保維持費補助金の補助要件では、「複数市町村を跨いで運行していること」とされているが、行政区域が広い自治体においては、行政区域内で完結する運行距離が著しく長い路線が多数存在することから、地域住民の生活に必要な不可欠な生活交通の確保維持を図ることができるよう、各地域の実態を踏まえながら、一の市町村内で完結する路線への補助を拡充するなど、要件設定の見直し
- ⑦地域公共交通の確保維持や充実に向けた取組を地域の実情に応じて計画的に実施できるよう、公共交通に係る費用負担の在り方などの抜本的な対策の検討

都市整備関連分野（個別行政分野提言）



出典：国土交通省「日本版 MaaS の推進」HP

## 24. 下水道施設・管路の老朽化対策に係る国費支援の拡充について

下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没等災害防止の観点からも、確実に継続するとともに、支援の拡充を図ること。

また、防災・安全交付金において、下水道施設の耐水化について、引き続き重点配分への対象とすること。

### ◆詳細説明

下水道は、市民生活の向上と公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全のための社会インフラとして、国からの支援を受けながら事業を進めてきており、下水道の使命を果たしているが、今後は多くの下水道施設の老朽化等への対応が課題となっているため、次の対策を講ずること。

#### ①汚水管の改築等に係る支援とウォーターPPPの要件化について

「下水道ストックマネジメント支援制度」において、ストックマネジメント計画に基づく点検から改築までの一連のプロセスに対して国の支援を受けているが、令和3年3月31日の国土交通省告示で、合流式及び分流式汚水の改築に対する補助対象の範囲が縮小されたことにより、老朽化対策の減速が懸念される。

また、令和5年6月には、汚水管の改築に係る国費支援に関して、「ウォーターPPP」の導入決定が令和9年度以降に要件化されることが示され、組織体制を補完し、民間の経営ノウハウや創意工夫等の活用による経営改善を図るための、「ウォーターPPP」の導入に関し、積極的に取り組むことが求められている。

しかし、各下水道事業者の事情による制度導入の遅延により交付金の要件を満たさない場合、現在、社会問題となっている道路陥没の原因にあたる改築事業に多大な影響が生じる。下水道事業者は健全経営を基本として其々が経営責任を負いながら、コンセッションや官民連携等の導入要否を熟考しているので、要件化の実施・運用については国においても慎重な検討、判断が必要と考える。

下水道施設の改築に対する国費支援については補助率の嵩上げを含め、新設時と同等に見直すと共に、コンセッションを視野においたウォーターPPPの要件化や令和9年度からの適用については柔軟に対応すること。

#### ②下水道施設の耐水化に係る重点配分について

台風等による浸水被害により、下水道施設の機能停止を回避するために施設の耐水化は急務であるが、各下水道事業者は十分な資金を確保できていないのが現状である。

下水道施設の耐水化は、令和8年度予算における重点配分対象とされているが、下水道施設の耐水化には、国土交通省通知(令和2年5月21日付国水下事第13号)に基づき、重点的に対策を講ずる必要があることから、今後も十分な予算を確保するとともに、引き続き重点配分の対象とすること。

#### 下水道施設の改築事業に対する動向

- 下水道法が改正(H27.11.19 施行)
  - ⇒ 下水道の計画的な維持管理の推進  
下水道の維持修繕基準の創設、事業計画記載事項への「施設の機能の維持に関する方針」等の追加
- 「下水道ストックマネジメント支援制度」創設(H28.4.1)
  - ⇒ 計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図る
- 主要な管渠の範囲が改正(R3.3.31 告示)
  - ⇒ 合流式及び分流式汚水の改築事業に係る主要な管渠の範囲が縮小  
(改築以外の事業は従来のまま)

#### 改築に係る国庫補助削減による影響

下水道使用料値上げ等による市民負担の増大  
改築の遅れによる陥没事故や下水処理機能停止による市民生活への影響が拡大

下水道の公共的役割は普遍的であり、下水道施設の改築への国費支援の継続は極めて重要

## 25. 水道施設整備に関する財源措置について

重要なライフラインである水道施設の耐震化・耐水化や老朽化への対策は喫緊の課題である。また、水道事業の経営環境は厳しく、広域化等の抜本的な取組により中長期の経営基盤の強化を進める必要がある。

安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の更新、安全強化及び広域化等の抜本的な対策について財源の拡充を図ること。国土交通省においては資本単価など補助採択要件の緩和及び交付対象事業・施設の拡大、総務省においては繰出基準の要件緩和及び地方財政措置の拡充を図ること。

### ◆詳細説明

国においては、「国土強靱化年次計画2021」の中で、令和10年度末までに基幹管路の耐震適合率60%以上を掲げているが、基幹管路の耐震化には巨額の資金が必要であり、国の積極的な支援なくして国が掲げる耐震適合率の達成はきわめて困難である。また、管路の老朽化は、漏水事故の多発や濁水の発生など、水道水の安定供給に大きな影響を及ぼす上、有収率の低下による経営圧迫につながる。国の防災・安全交付金については、管路を含めた水道施設の耐震化、老朽化対策の推進に寄与しているが、要件が厳しく、また、その要件を満たした事業者に対する予算額は十分であるとは言えず、今後の事業計画の進捗に大きく影響を及ぼすものである。

また、水道施設は近年激甚化する風水害にも対応する必要がある。台風など地震以外の災害時にあっても給水を継続するため、施設の耐水化・土砂災害への対応は急務である。水道水源開発等施設整備費国庫補助金についても、国において、一定の予算額が確保されており、浄水施設の災害時の機能維持整備の推進に寄与している。しかし、この補助金においても防災・安全交付金と同様に要件が厳しく、今後の事業計画の進捗に影響を及ぼすものである。

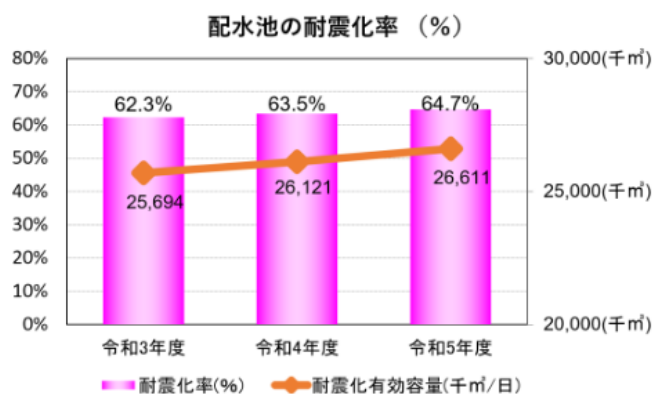
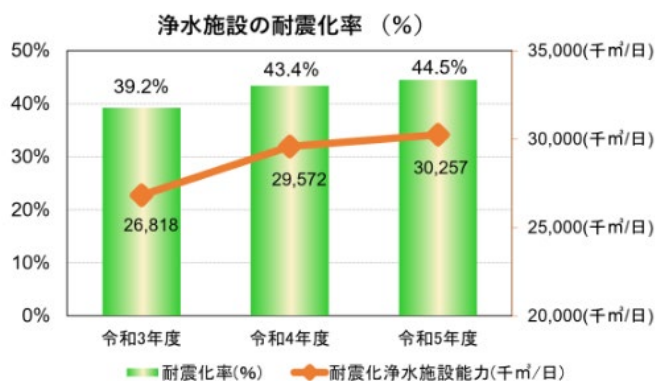
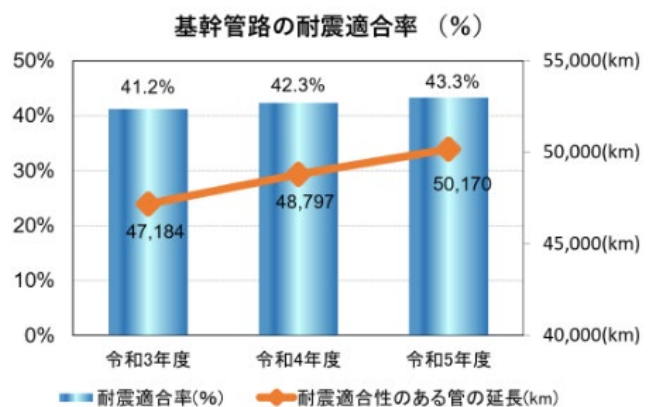
更には、水道事業の経営環境は人口減少等により今後厳しさを増すことが見込まれ、広域化等の抜本的な対策も必要となっている。施設の統廃合等、水道広域化推進プランに位置付けた施設整備についても、現状の防災・安全交付金において一定の予算は確保されているが、要件が厳しく、活用に支障がある。

そして、緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管については、令和12年度まで、また、その他の導水管・送水管・配水本管である鑄鉄管は令和17年度までの抜本的な鑄鉄管の解消に向けた「鑄鉄管更新計画」を策定することとされているが、交通量の多い緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管の抜本的な解消を行うには、多額の費用を要する。

水道施設の耐震化、耐水化、老朽化対策及び広域化に伴う施設統廃合の推進を図るため、国土交通省においてはより一層の予算確保を行った上で、資本単価など

## 都市整備関連分野（個別行政分野提言）

補助採択要件の大幅な緩和、交付対象事業、施設の拡大並びに交付率の大幅な引き上げ等の財源措置を行うこと。また、総務省においても国土交通省と足並みを揃え、繰出基準の要件緩和及び地方財政措置の拡充により、水道事業者の水道施設耐震化への着実な取組を強力に支援すること。



出典：厚生労働省「水道事業における耐震化の状況」（令和5年度）

## 26.道路ストックの老朽化対策における確実な財政措置について

道路利用者の安全性・信頼性の確保に向け、既存ストックを最大限に有効活用できるよう、老朽化対策に必要な更なる財政支援を図ること。

また、老朽化した橋りょうを適確に保全し、今後も長期にわたり供用するために、耐震補強の推進について制度拡充措置を図ること。

### ◆詳細説明

道路ストックは、高度経済成長期までに整備されたものが多く、修繕・更新の時期を迎えている。

そのような中、道路の老朽化対策については、道路法施行規則に基づく定期点検を行う施設（橋りょう・トンネル・特定の道路付属物）に対する財政措置として、令和2年度から道路メンテナンス事業補助が新たに創設された。しかしながら、市道クラスの道路舗装の修繕を始め、その他の道路施設の点検・修繕については、道路メンテナンス事業補助の適用となっていない。

個別施設計画に基づき実施される舗装や小規模構造物等の補修・更新といった長寿命化事業については、公共施設等適正管理推進事業債（公適債）による財政支援が行われているところである。

公適債は令和8年度までの時限的な事業債であり、道路施設の安全性・信頼性を確保するため、公適債の活用期限の延長及び国費の拡充など、更なる財政支援を図ること。

また、橋りょうの耐震対策については、防災・安全交付金にて災害時にも地域の輸送等を支えるもののうち、早期の効果発現が見込まれるものに限り重点支援されていた。しかし、その他の橋りょうにおける耐震対策に係る費用については、重点的な支援がないため、修繕のみを先行し、耐震補強については、先送りせざるを得ない状況になっている。

橋りょうは、災害時の避難路及び輸送路として重要な役割を担っており、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨に則り、橋りょうにおける合理的な修繕補強を図るため、国費の拡充など所要の財政措置を講ずること。

## 都市整備関連分野（個別行政分野提言）

### ①地方公共団体管理道路の舗装における修繕等措置の実施状況

<アスファルト舗装>

<コンクリート舗装>

判定区分		判定区分		判定区分	
I	健全	I	健全	I	健全
II	表層機能保持段階	II	補修段階	II	補修段階
III	修繕段階	III	修繕段階	III	修繕段階
舗装種別	判定区分	修繕が必要な延長 (A)	修繕に着手済 の延長 (B) (B/A)	工事に着手済 の延長 (C) (C/A)	修繕完了の 延長 (D) (D/A)
アスファルト	III	8,678 km	1,352 km (16%)	1,167 km (13%)	1,048 km (12%)
コンクリート	III	243 km	25 km (10%)	22 km (9%)	22 km (9%)
合計	—	8,921 km	1,377 km (15%)	1,189 km (13%)	1,070 km (12%)

2021.3 末時点

※舗装点検要領(2016年10月 国土交通省道路局)に準じて点検及び健全性の診断を実施している地方公共団体を対象に集計。

※2017～2020年度の4年間の点検により判定区分Ⅲと診断された延長(延べ車線延長)。

※延べ車線延長:点検対象となる車線延長の合計。

※幅員5.5m以下の生活道路を含む。

出典:国土交通省「道路メンテナンス年報(2021年8月)」

### ②緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	79%
国管理	88%
都道府県・政令市管理	81%
市町村(政令市除く)管理	72%
計	82%

出典:国土交通省「緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(R6.3月末時点)」

#### 現状

- ①修繕が必要な舗装(判定区分Ⅲ)について、約7割が未着手となっている
- ②市町村管理の橋りょうにおける耐震補強の進捗率は、最も低い値となっている

- ①市町村管理の道路施設における点検・修繕に対して、事業債による継続支援や国費の拡充による整備促進が必要
- ②市町村管理の橋梁における耐震補強に対して、重点的な支援による整備促進が必要

## 27. 下水道施設の老朽化対策に係る交付金を重点配分の対象とすることについて

現在、下水道施設の老朽化に係る改築については、下水道施設全体を一体に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を、防災・安全交付金の「下水道ストックマネジメント支援制度」を活用しながら取り組んでいる。

今後、老朽化対策促進のため、下水道施設の改築については、新たに防災・安全交付金における重点配分の対象とすること。

### ◆詳細説明

下水道事業に係る交付金の内示率は、年々減少傾向にあり、実施予定の事業については、国庫補助金を充当しながら、優先順位をつけて実施している状況である。今後も、老朽化が進む下水道施設の更新費用や、老朽化に起因した事故の発生を未然に防ぐための費用等の増加が見込まれることから、老朽化対策に係る交付金の更なる支援が必要である。

現在、防災・安全交付金における重点配分項目は、「各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業」と「国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために必要となる下水道事業」、「温室効果ガス削減効果の高い脱炭素化事業」、「コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築」の4項目で構成されているが、このうち、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築は含まれていないため、新たに防災・安全交付金における重点配分の対象とすること。

## 28.スタジアム・アリーナ等の運動施設の新設・建て替え・改修に係る費用に対する総合的な支援制度の創設及び財政措置について

国においては、スポーツが持つ力を地域・経済の活性化やまちづくりにつなげることを目的に、スポーツコンプレックスの考え方に基づくスタジアム・アリーナの整備促進が掲げられている。

しかし、スタジアム・アリーナ等の運動施設の新設・建て替え・改修に活用できる国の補助制度については、分野ごとに補助金の使い分けが必要であり、地方公共団体にとっては事務負担が大きく、見通しも立てづらい。

また、中核市における整備は、民間資金の活用など財源確保に大きな課題がある一方で、施設自体は近隣市町村からの利用者が多く見込まれるなど、広域的な役割が期待されるとともに、地域経済活動への波及効果も大きい。

これらを踏まえ、今後、スポーツの力を活かした地方創生や地域経済の活性化、スポーツ振興を実現するため、国の指針に沿ったスタジアム・アリーナ等の運動施設の新設・建て替え・改修に係る費用に特化した総合的な支援制度を創設するとともに、広域的な役割を担う施設整備事業や、まちづくりとして面的に施設の整備・活用を図るようなスポーツコンプレックスの促進に資する事業の優先採択枠を設けるなど、積極的な財政措置を講ずること。

### ◆詳細説明

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」やスタジアム・アリーナ改革ガイドブックにおいて、スポーツが持つ力を地域・経済の活性化やまちづくりにつなげることを目的に、スポーツコンプレックスの考え方に基づくスタジアム・アリーナの整備促進が掲げられている。また、スポーツ基本計画やスポーツ立国戦略などにおいて、「する」「みる」「支える」の視点から、スポーツを行うことができる環境の整備を進めることが求められている。

このような中、「するスポーツ」の視点では、既存施設の老朽化への対応のほか、過去に整備された運動施設を取り巻く環境や求められる役割に変化が生じている。また、「みるスポーツ」の視点では、スポーツチームを地域資源として、スポーツ振興や経済活性化に最大限の効果を発揮させるため、運動施設の新設や既存施設へエンタメ要素を追加する改修等の必要性が高まっている。

これらの対応には相応の整備費が必要となるが、国の補助制度は、対象の分野ごとに分かれており、エリア別の補助の使い分けや、制度の理解及び複数省庁にまたがる協議が地方公共団体に大きな負担となっている。

なお、運動施設整備に特化した補助として、スポーツ振興くじ助成金の大規模スポーツ施設整備助成があるが、令和元年度以降、対象となる整備に係る募集自体が行

われていない。また、社会資本整備総合交付金など運動施設の整備に活用が期待できる補助は、どのメニューが活用できるか入念な事前協議を要し、対象も限定的で、運動施設整備以外の事業との競合も発生するとともに、近年の内示の状況は厳しく、採択の見通しが立てづらい状況である。さらに、計画が具体化しなければ活用できない補助が多いこと、中核市は、都道府県や政令指定都市と比較して、人口や経済活動の規模が小さく、大企業からの寄附金等の民間資金の活用が難しいことなど、事業着手の前提となる財源確保が大きな課題となっている。

一方で、中核市のスタジアム・アリーナにおいては、アクセス性等の利便性が高いことから、近隣市町村からの利用や大規模な大会の開催も多く、広域的な役割を果たしているほか、中核市は一定の都市機能が集積し、経済活動の中心となっていることも多いことから、波及効果は大きいと推察される。

については、今後、スポーツの力を活かした地方創生や地域経済の活性化、スポーツ振興を実現するため、国の指針に沿ったスタジアム・アリーナ等の運動施設の新設・建て替え・改修に係る費用に特化した総合的な支援制度を創設するとともに、広域的な役割を担う施設整備事業や、まちづくりとして面的に施設の整備・活用を図るようなスポーツコンプレックスの促進に資する事業の優先採択枠を設けるなど、積極的な財政措置を講ずること。



## 29.緊急防災・減災事業債の恒久化早期決定について

今後も気候変動の影響等による集中豪雨の増加、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧される中、地方が計画的に防災・減災対策に取り組んでいくため、緊急防災・減災事業債の期限を廃止し、令和13年度を待たずに、早期に恒久化を図ること。

併せて、近年の災害により、避難所の生活環境改善や市民への効果的な情報伝達、ブロック塀の撤去など新たな教訓・課題も顕在化していることから、地域の実情に応じ、主体的に防災・減災対策を進められるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を更に拡充すること。

### ◆詳細説明

緊急防災・減災事業債は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、令和7年度まで継続したところであるが、令和7年6月6日に第1次国土強靱化中期計画が閣議決定され、5か年加速化対策から切れ目なく国土強靱化の取組を進めることとなった。

東日本大震災以後も全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後の更なる防災・減災対策の推進には更に長期間を要するものと考えられる。

また、被災市以外においても地方の厳しい財政状況の中、今後想定される災害に対し、十分に機能するハード整備を計画的に推進していくためには、一定の事業期間が必要となっている。



平成30年7月豪雨(呉市)



令和元年東日本台風(長野市)



令和5年7月梅雨前線による大雨(秋田市)

### 30. 頻発する大規模水害に備えた治水対策の推進と財政支援の拡充について

- ① 河川堤防の点検・整備、流下能力向上のための河道掘削・樹木伐採に加え、洪水調整施設の整備を迅速かつ集中的に実施すること。併せて、第1次国土強靱化実施中期計画に基づいた施策を着実に実行するため、通常予算とは別枠で必要な予算・財源を確保し、継続的かつ安定的に国土強靱化を推進すること。
- ② あらゆる関係者により流域全体で水害の軽減を図る「流域治水」の推進を加速化・深化させるとともに、地方の実情に即した対策を実施するため、防災・安全交付金の対象事業を拡充すること。
- ③ 「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言を踏まえ、ハード・ソフト一体となった具体的な対策を講ずることで、強力に防災・減災対策を推進すること。
- ④ 河川等の決壊・損壊箇所、内水浸水、土砂等の流出による被害発生箇所については、再度災害防止の観点からの抜本的な治水対策等を早急を実施するとともに、災害関連予算で実施できる改良復旧の範囲を大幅に拡大すること。

#### ◆詳細説明

近年の気候変動の影響により自然災害が頻発化・激甚化しており、全国各地で大規模水害が発生している。こうした中、国は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、令和7年度までの5年間で堤防整備等に取り組む方針を示しており、上下流の治水安全度のバランスを鑑みて、河川堤防の点検・整備・強化、流下能力向上のための河道掘削・樹木伐採、洪水調整のための調節池整備等について、緊急かつ集中的に実施し、一日でも早い効果発現に努めること。また、今後の気候変動への影響に対応していくため、治水計画の見直しを図るとともに、国土強靱化実施中期計画を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、5か年加速化対策後も必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的・安定的に国土強靱化を推進すること。

また、更なる治水対策を推進していくためには、河川管理者が行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」の推進を加速させる必要がある。一方、国が公表した「流域治水プロジェクト」では、今後更なる水害対策の検討が急務となっており、これらの検討には、河川等の施設はもとより、避難対策を含めた地域の実情に即した総合的な調査・検討を行い、効果的な対策を実施していく必要があるが、防災・安全交付金には、ハード整

備を前提とした基礎的な調査等は対象外とされている。地方が総合的な治水対策を実施していくため、基礎的な調査等についても、交付対象となるよう拡充すること。

平成30年7月豪雨では、国所管の全国558ダムのうち、213ダムで洪水調節を実施し被害軽減に貢献する一方、そのうちの8ダムにおいては、異常洪水時防災操作に移行する事態となった。国は、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」を設置し、提言をとりまとめており、本提言を踏まえたハード・ソフト一体となった具体的な対策を講ずること。

また、被災地における災害復旧事業は原形復旧が基本となるが、それに加えて災害関連事業として、再度災害の防止を図るため必要な改良については、原型復旧費相当額を上限として認められている。特に直轄事業ではこの運用が比較的厳しく運用されてきているため、原形復旧費以上にかかる改良復旧費は、更に予算を確保する必要があり、これらの再度災害防止予算が事前防災予算を圧迫する状況となっている。治水対策を推進する上で必要な事前防災予算を確実に確保するため、災害関連予算で実施できる改良復旧範囲の拡大を図ること。



出典：「流域治水施策集 目的とそれぞれの役割」(国土交通省)

### 31.自治体情報システムの標準化について

- ①移行後の運用経費については、「少なくとも3割削減を目指す」とされているが、実際は多くの自治体で費用負担が大幅に増大する見込みとなっている。この運用経費問題については、運用最適化事業費補助金と地方交付税を組み合わせた支援が創設され、令和8年度分の実施が決定しているが、未定となっている令和9年度以降の支援についても確実に実施するとともに、移行後に増加した経費の全額を国費により措置すること。また、計画期間が令和8年度からの3か年であるが、特定移行支援システムについても同様の支援を行うこと。
- ②特定移行支援システムの標準化に要する一切の経費は、デジタル基盤改革支援補助金の交付要件の見直し等により、自治体に負担が生じないよう、全額国費負担による財源措置を行うこと。
- ③システム標準化に伴い、データ出力や帳票が変更となったことで、移行前に比べ郵送費及び委託費等の追加経費が発生している。また、標準仕様の改版に伴うシステム改修費用といった運用経費等が負担となっているため、必要な財源措置等を講ずること。
- ④今後もすべての自治体が市民サービスを低下させることなく、安全・確実に標準化対応を完遂させるため、自治体の状況に応じた移行支援を行うこと。
- ⑤「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく文字の標準化によって、氏名等の字形が置き換わることについて、市民の不安を払拭できるよう、国が引き続き責任を持って説明・広報を行うこと。
- ⑥ガバメントクラウド以外のクラウド環境（移行に係る補助金の対象となるもの）について、財政措置やガバメントクラウド上で今後各種サービスが展開された場合等に不合理な不利が生じないようにすること。また、当該クラウド環境を国内事業者が提供している場合は、その事業者の支援・育成を図ること。

#### ◆詳細説明

- ①多くの自治体で標準化移行後の運用経費が大幅に増大する運用経費問題については、国の支援が検討されていたところ、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」および地方交付税を組み合わせた支援の実施が決定された。この支援は令和8年度から3年間の計画とされ、現在決定しているのは令和8年度分の支援のみであり、令和9年度以降の支援については未定となっている。令和9年度以降の支援を確実に実施すること、また、特定移行支援システムについても、

同様の期間について、確実な支援の実施を求めるもの。

②「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改訂され、特定移行支援システムとして所要の移行期限を設定し、移行支援が図られることとなった。これら移行に要する一切の経費については、デジタル基盤改革支援補助金の交付要件の見直し等により、自治体に負担が生じないよう、全額国費負担による財源措置を行うこと。また、現在内示している上限額が実際の移行経費に満たない自治体に対しては、早急な財源措置を行うこと。

③介護保険料等の保険料決定通知等については、システム標準化移行に伴い、データ出力形式や帳票様式が変更となったため、郵送方法や委託内容を見直さざるを得ず、追加経費が発生している。

また、国が示す自治体情報システムの標準仕様が、住民記録・税などの法改正・制度改正等の都度改版され、それに伴って地方公共団体の基幹業務システムのデータ連携や番号制度の副本連携を含めて適合するためのシステム改修費用をベンダから要求されている状況がある。関係者間の調整が多大な負担となっている状況も看過できない。

地方公共団体の責めによらないこれらの経費については、国の責任により、交付税措置以外の方法による適切な財源措置を求める。

④標準化対応では20業務の単なる標準準拠システムへの移行にとどまらず、各業務システム間及び対象業務以外のすべてのシステム連携も考慮する必要がある。連携については、「データ要件・連携要件標準仕様書」はあるものの、履歴番号の管理方法など連携の詳細な仕様は示されず、自治体がベンダ間の調整を担うこととされており、これはマルチベンダと契約する自治体にとって大きな負担となる。また、ガバメントクラウドへの移行についても、開発ベンダが対応できるCSPが限られていることから、ロックインが発生している。これらの課題に対し、すべての自治体が安全・確実に標準化対応を完遂させるため、自治体の状況に応じた移行支援を行うこと。

⑤文字の標準化によって、氏名等の字形が置き換わることについて、市民に対し丁寧な周知が必要である。また、経過措置の採用により、自治体の中でもシステムごとに行政事務標準文字への移行時期が異なっている。それらを踏まえ、市民の不安を払拭できるよう、国は引き続き責任を持って説明・広報対応を行うこと。

⑥ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する団体の多くは、先進的に導入していた既存のクラウド環境を継続利用するもので、いまだガバメントクラウドに構造的な課題がある状況において合理的な選択であり、不合理な不利が生じる状況は避けなければならない。

また、ガバメントクラウドではなくても、性能面や経済合理性等に優れたクラウド環境を提供する国内事業者については、むしろ国として積極的に支援・育成を図るべきである。

システム標準化の経費増大と「改修費補助対象外」による構造的な財政リスク



※1 標準化移行後の運用経費は現行の約3.8倍（7.8億円）に急増。  
 ※2 青色部分のみが本補助金の算定対象であり、赤色（改修費）は対象外。

構造的欠陥 予測不能なコスト変動要因が「対象外」

- 運用経費の増加**  
 令和7年6月13日にデジタル庁が示した中核市の運用経費試算モデルでは、標準化後の運用経費は**3.8倍の7.8億円**に達する試算
- システム改修費の除外**  
 令和8年1月23日にデジタル庁が示した「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金の概要」においても、標準仕様の改版対応のシステム改修費は、**補助対象外との記載**
- 改版対応によるシステム改修費の自治体への恒久的な負担**  
 標準仕様の改定（国・制度の法改正）起因であるにも関わらず、予測不能な改修費用を「個別の省庁措置」頼みにするのは非現実的であり、自治体が恒久的な財政リスクを負わされ続ける構造というほかない

提言内容 国へ求める解決策

**標準仕様の改版対応にかかる費用の負担  
 自治体の申請事務負担軽減の観点を踏まえた制度の実現**

図は2025年6月13日自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策について(デジタル庁)資料より引用



## 32.マイナンバーカードに係る事務処理の見直しおよび継続的な財政支援について

【1】マイナンバーカードに係る事務処理について次のとおり要望する。

- ①マイナンバーカードの運転免許情報の再記録について、本人の免許情報の再記録による希望有無に関わらず、免許情報が記録されている申請者にはすべからず免許情報を再記録できるよう、事務処理の見直しを図ること。
- ②申請時来庁方式により受付した申請者に対して、特急発行方式と同様、地方公共団体情報システム機構よりカードを申請者に対して直接郵送できるよう事務処理の見直しを図ること。また、特急発行方式により「個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者」として規定されている交付できる申請者に、個人番号カードの有効期限が切れた者も追加し、要件の緩和を図ること。
- ③自宅やコンビニなどでの電子証明書の更新を可能にすること。
- ④令和11年のマイナンバーカード大量更新時期までに、統合端末の操作性を改善するなど、地方公共団体の負担を軽減すること。

【2】マイナンバーカードに係る継続的な財政支援について、次のとおり要望する。

- ①マイナンバーカード関連業務に要する費用は継続的に生じる経費であり、自治体において大きな負担になることから、地方公共団体に対して十分な財政支援を行うこと。  
また、マイナンバーカード交付事務費補助金の基準額については、事前に提示することで地方公共団体が効果的な施策の立案ができることから、予算編成時期までに事前に提示すること。

### ◆詳細説明

【1】マイナンバーカードに係る事務処理について

- ①令和7年9月1日から開始したマイナンバーカードの運転免許情報の再記録については、申請時点で希望があった方のうち、再記録が成功した申請者のみ免許情報の再記録を可能としている。再記録されなかったカードについては、免許情報の記録をしていないが誤って希望してしまった場合、免許情報の記録がされているが申請者自身が再記録の希望を失念した場合、再記録を希望したが何らかの理由により再記録がなされなかった場合等、場合分けの煩雑さにより対象者の特定が非常に複雑である。また、免許情報が再記録されなかった方は免許証不携帯のリスクが発生する。以上のことから、免許センター等に署名用電子証明書を届出し、

免許情報が記録されている申請者にはすべからず免許情報を再記録ができるよう、事務処理の見直しを図ること。

- ②令和6年12月2日から開始した特急発行方式によるマイナンバーカードの交付については、一定の要件を満たした申請者に対して「特急発行レーンオンライン申請受付システム」を介して申請内容を入力することで、地方公共団体情報システム機構へ申請者の情報及び暗証番号等の情報をデータ形式で伝達し、機構からカードを直接申請者へ郵送している。一方、申請時来庁方式で受付した申請者は、機構から地方公共団体へ送付されたカードに対して暗証番号設定依頼書の書面を元に職員が手作業で暗証番号設定を行った後、申請者に対してカードを郵送しているが、暗証番号設定依頼書が紙で受付していることによる入力ミスのリスクや機構から地方公共団体、地方公共団体から申請者と郵送が2度行われていることから郵送経費の重複が発生している。以上のことから、事務処理の簡略化、経費の削減等の観点から、申請時来庁方式についても特急発行方式と同様の方法でカード送付を機構が行うこと。

また、特急発行方式によるマイナンバーカードの交付についても、交付に関する一定の要件である「個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者」の中に「個人番号カードの有効期限が切れた者」が含まれていない。個人番号カードの有効期限は、カード券面に記載があり有効期限の約3か月前に機構から更新を促す旨の通知が送付されるが、不慮の事故等やむを得ない事情により有効期限までに更新申請ができない者が一定数いる。これにより、身分証明書の提示を求められる場面で本人確認書類として取り扱えないことやマイナ保険証が使用できなくなる等、サービスを享受できない可能性がある。以上のことから「個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者」に、「個人番号カードの有効期限が切れた者」を追加すること。

- ③電子証明書の更新について、より柔軟な環境で手続できるよう、自宅やコンビニなどで手続できる仕組の早期実現を行うこと。
- ④平成28年1月の交付開始から約10年が経過し、カードの有効期間満了による更新手続が始まっている。令和11年からは、マイナポイントのタイミングでカードを作った人たちのカードが有効期間を迎え、大量にカードの更新手続を行うことになる。そのような中、令和10年度中の導入を目指す次期マイナンバーカードの最終とりまとめでは、10年目のカード更新は現在と同様に対面で行うこととされており、次期カードタスクフォース議事録では、対面によるカード更新は自治体の大きな負担になると危惧されている。

また、自治体の窓口では職員が統合端末を操作して手続を行うが、「ボタンが多い」、「直感的な操作ができない」等の問題があり、操作誤りが生じやすい状況にある。事務誤りの防止策として、「窓口職員が処理の完了を目視でダブルチェックする」などの対策が求められているが、DXやフロントヤード改革が求められる中で、

行政手続のデジタル化の要となるマイナンバーカードの窓口業務が職員に依存した体制となっており、全国の地方公共団体の大きな負担になっている。

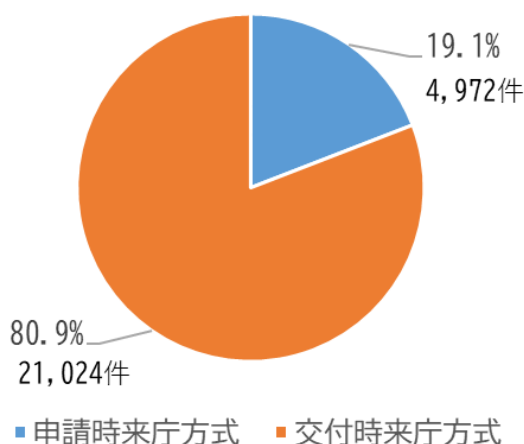
このことから、「カードの更新」や「電子証明書の更新」「暗証番号の再設定」など一連の手続がカード1枚とボタン1つで対応できるようにするほか、病院のカードリーダーと同様に顔認証で手続ができるよう、そして職員による統合端末の操作がなくても住民自身がATMやキオスク端末などの専用端末を操作することで手続が完結するよう、抜本的な法整備やシステム改修を行い、地方公共団体の負担軽減を図ること。

## 【2】マイナンバーカードに係る継続的な財政支援について

- ①令和9年度に電子証明書の更新時期を迎える対象者は多く、更なる窓口体制の強化が必要になってくることから、引き続きマイナンバーカード交付事務費補助金による財政支援を継続すること。

また、現状、マイナンバーカード交付事務費補助金の基準額が事前に示されないことから、地方公共団体においては臨時窓口の設置や窓口の委託化など積極的な施策立案が行えず、結果として窓口の混雑を招き、職員が疲弊する状況が続いている。マイナンバーカード交付事務費補助金の基準額が事前に示されれば、基準額超過による一般財源からの費用捻出等の懸念がなくなり、基準額内での積極的な施策を立案できることから、マイナンバーカード交付事務費補助金の基準額については事前に提示できるフローに変更することを提案する。

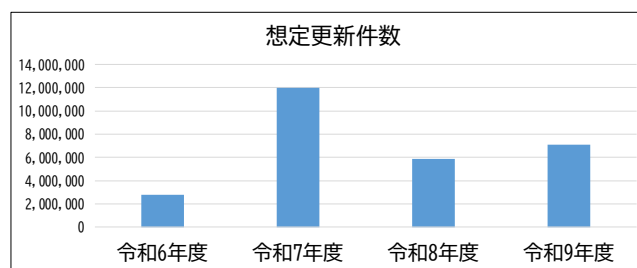
郡山市における令和6年度来庁方式別割合



マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに係る想定更新件数

(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数
2024年度 (R6)	280
2025年度 (R7)	1,200
2026年度 (R8)	590
2027年度 (R9)	710



(出典) (総務省資料) 20251201\_マイナンバーカード及び電子証明書の更新対応に関する助言通知のポイント第1回局長級会議資料 P2



# 東日本大震災関係

## 1. 被災自治体に対する財政支援等について

東日本大震災に関連して必要となる事業や新たな課題に対応するため被災自治体の財政需要の変化を的確に捉え、復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を図るとともに、交付金制度等の運用に当たり、被災自治体が地域の実情を勘案し、必要と考える事業を柔軟に実施できるよう、国において、次の財政支援等を講ずること。

- ①「地震・津波被災地域」「原子力災害被災地域」を区分して、支援期間や対象地域を一律に設定するのではなく、地域の実情を勘案し、被災者支援総合交付金等による支援を継続すること。
- ②地方創生と連動した施策展開を図るため、被災地が必要と考える地域の実情に応じた取組を幅広く対象とするような復興・創生交付金制度の構築を図るとともに、福島再生加速化交付金については、被災地の復興に支障が生じないように、国の責任において、必要な財源を確実に措置すること。
- ③震災復興特別交付税について、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講ずること。
- ④岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の国保保険者に対する特別調整交付金による財政支援について、令和8年度以降も継続すること。
- ⑤災害援護資金貸付制度について、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、被災自治体の負担軽減に向けた制度の見直しを行うこと。

### ◆詳細説明

被災者支援については、被災者一人一人の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、自治体による被災者生活支援の相談窓口の設置や、被災地域のコミュニティ形成支援など、被災者ごとに必要な支援内容や対応が異なることから、一律的な支援期間の設定をせずに、現場主義を徹底しながら地域の実情を勘案し、被災者支援総合交付金等による支援を継続して実施すること。

震災発生から15年目を迎えた現在は、これまでの基盤整備だけではなく、観光振興や産業振興などの賑わいの再生・創出に係る取組や地方創生と連動した施策展開が一層重要となっていることから、移住・定住の促進や風評払拭の取組強化等、被災地が必要と考える地域の実情に応じた取組を幅広く対象とするような復興・創生交付金制度を構築すること。

また、福島再生加速化交付金については、今後も被災地の復興に支障が生じることのないよう、必要な財源を国の責任において確実に措置すること。

## 東日本大震災関係

震災復興特別交付税について、必要な復興事業が完了するまで、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講ずること。

現在、厚生労働省は、東日本大震災の影響により医療費が伸びている岩手県、宮城県及び福島県の特定被災地域の国保保険者に対し、医療費増加に伴う負担増分の8/10を特別調整交付金で財政支援することとしている。

これは、東日本大震災で体調を崩した被保険者が治療を受けるなど医療費が伸びている現状を鑑み、保険者の責めに帰することのできない特別な事情を考慮して行われている予算措置として実施されているが、今後も財政支援を継続すること。

災害援護資金貸付金について、未償還金が発生した場合、借受人への償還免除が認められれば、市町村から県に対する償還についても同じく免除とすることが可能となる。

しかし、東日本大震災における貸付において、償還免除が認められる理由は、「借受人が死亡したとき」「重度障害により償還することができなくなったと認められるとき」「支払期日から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合」「借受人が破産手続き開始の決定等を受けたとき」のみであり、当該事由に当てはまらない場合は、市が負担し、償還することとなる。

そのため、未償還金発生時の財政負担や回収に係る市町村の事務負担が依然として大きいことから、地方財政措置や所在不明者などの回収困難な案件への償還免除適用の緩和など、被災自治体の負担軽減に向けた制度の見直しを引き続き行うこと。

(参考)

<p><b>福島再生加速化交付金</b>                  令和7年度概算決定額 599億円【復興】                  (令和6年度当初予算額601億円)</p>
---

**事業イメージ・具体例**

- 対象区域  
 避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活拠点等の整備(災害公営住宅、市街地の整備等)</li> <li>・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等)</li> <li>・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等)</li> <li>・新たな住民の移住等の促進に資する施策</li> </ul> </li> </ul>
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等)</li> <li>・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)</li> </ul> </li> </ul>
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等)</li> <li>・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレリーダーの養成等)</li> </ul> </li> <li>○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消</li> <li>○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援</li> </ul>
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備</li> <li>・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施</li> </ul> </li> </ul>
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知</li> <li>・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援</li> </ul> </li> </ul>
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援</li> </ul>

# 原子力発電所事故関係

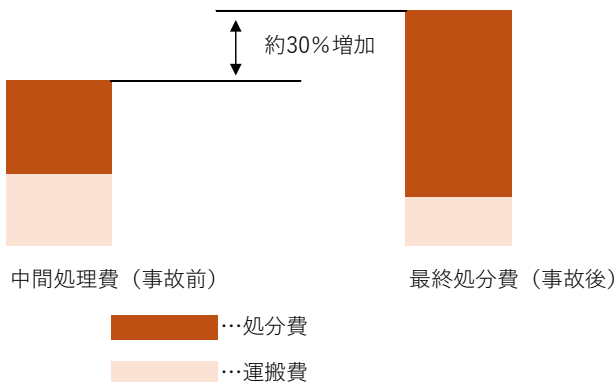
## 1. 円滑な損害賠償に向けた取組について

東京電力ホールディングス株式会社においては、浄水発生土の放射能濃度がクリアランス基準の100Bq/kgを下回った場合は、処分に係る追加的費用について損害賠償の対象外としているが、事故前の処理方法が確保できるまでの間、賠償対象とするよう東京電力ホールディングス株式会社へ働きかけること。

### ◆詳細説明

原子力損害賠償紛争審査会が定めた、「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」によれば、「市場への合理的な回避行動が介在することで生じた損害」は、一定の範囲で賠償の対象となると規定している。東京電力ホールディングス株式会社においては、浄水場での浄水処理に伴い発生する浄水発生土の放射能濃度が、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準である100Bq/kgを継続的に下回っている場合、事故前の処分方法に戻さないことにより発生する追加的費用は賠償の対象外になるとしているが、放射能濃度が同基準を下回っていても事故前に戻った状態ではなく、中間処理業者の受入状況も不安定であることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、安定した中間処理の再開が確保されるまでの間、賠償を継続するよう強く働きかけること。

中間処理費と最終処分費との比較イメージ



脱水ケーキ有効利用促進事業

平成7年 堆肥・セメント原材料再資源化開始  
 ↓  
 平成13年 路盤材として再資源化  
 ↓  
 平成23年 放射性物質汚染により受入拒否  
 ↓  
 平成24年 風評により需要減 事業者操業停止  
 ↓  
 平成25年 厚労省より「浄水発生土の有効利用促進」を促す通知  
 ↓  
 現在 中間処理として受け入れる事業者の減少



← 脱水ケーキ

## 2. 指定廃棄物の仮保管について

指定廃棄物について、国は責任をもって次の事項に対応すること。

①指定廃棄物の長期管理施設を一刻も早く確保すること。

②問題が長期化していることを鑑み、長期管理施設の確保に時間がかかる場合は、仮保管している地域の要望に即した地域振興策への財政措置を講ずること。

### ◆詳細説明

指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法第19条で、国の責任において長期管理施設を確保することとされているが、長期管理施設の早期確保への道筋が見通せない状況が続き、地方公共団体での仮保管が長期化している。国は一刻も早く、法の定めに従い、指定廃棄物の長期管理施設を確保するよう要望する。

一方で、地元地域からは、仮保管が長期化している状況から、仮保管ではなく、このまま長期保管へ移行してしまうのではないかという不安の声も出ている。長期管理施設の確保に時間がかかる場合は、仮保管地域の要望に即した地域振興策への財政措置を講じてもらいたい。

指定廃棄物の数量(令和7年9月30日時点)

数量は以下の通り。

都道府県	焼却灰		浄水発生土(上水)		浄水発生土(工水)		下水汚泥(焼却灰を含む)		農林業系副産物(稲わらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2,274.4	3	0.1	7	2,274.5
福島県 <sup>※1</sup>	1,587	447,060.7	36	2,445.2	11	584.1	110	8,076.9	0	0	341	16,238.4	2,085 (28)	474,405.3 (1150.9)
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	2	925.8	1	0.4	1	2.5	24	3,308.8
栃木県	8	1,331.4	2	35.2	0	0	8	2,200.0	25	5,719.7	4	3.2	47	9,289.5
群馬県	0	0	6	545.8	1	127.0	4	211.9	0	0	1	0.3	12	885.0
千葉県	46	2,719.4	0	0	0	0	1	542.0	0	0	15	432.2	62	3,693.6
東京都	1	980.7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	2	420.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	420.0
合計	1,662	454,472.3	46	3,446.2	12	711.1	125	11,956.6	30	7,994.5	369	16,680.6	2,244	495,261.3

※1:福島県の合計の括弧書き28件・1,150.9tは、国以外の者により保管されている指定廃棄物を表している。

※2:数量(t)については、小数点第二位を四捨五入。

「指定廃棄物について」(環境省) ([https://shiteihaiki.env.go.jp/radiological\\_contaminated\\_waste/designated\\_waste/](https://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/designated_waste/))を加工して作成

### 3. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による長期避難者について

原子力発電所事故による長期避難者について、国は責任を持って次の事項に対応すること。

①避難者への適切な行政サービス提供や避難者と市民の交流促進、地域コミュニティの確立等の居住地の帰属のあり方から生じる諸課題について、課題解決に努めること。

②総務省の全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の実態を十分に把握できるよう、必要な見直しを図り実効性を確保すること。

#### ◆詳細説明

震災から15年が経過した。復興公営住宅の入居や避難指示の解除が進み、避難先での住宅再建など様々な状況変化が見られる中、行政情報の提供など、原発避難者特例法に基づく避難者への行政サービスの提供について支障が生じているとともに、受入れ市町村住民の税負担の不公平感にもつながるなど、避難者と受入れ市町村住民との融和にも大きな障害となっていることなどから、改めて方向性を示し、課題解決に努めること。

東日本大震災により市外に避難している方については、総務省の全国避難者情報システムに基づく届出により避難者名簿が作成され、福島県及び避難先・避難元自治体において情報の共有を図りながら、避難先での見守り活動や避難者に対する意向調査、避難元自治体からの行政情報の提供等、様々な支援が行われている。しかしながら、避難の終了や避難先の変更が生じているものの避難者からその旨の届出がないことで、避難元自治体が行政情報を送付した際、居住実態がなく、返戻されるケースが多発しており、復興庁と福島県が令和3年3月適切な登録を呼びかける文書を発送しているが、3割返戻があった。

このように、避難者名簿に正確性を欠き、居住実態が把握できない世帯が多い状況では、福島県及び避難先・避難元自治体が行っている避難者への支援に支障が生じるため、全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の実態を十分に把握できるよう、実効性を確保すること。

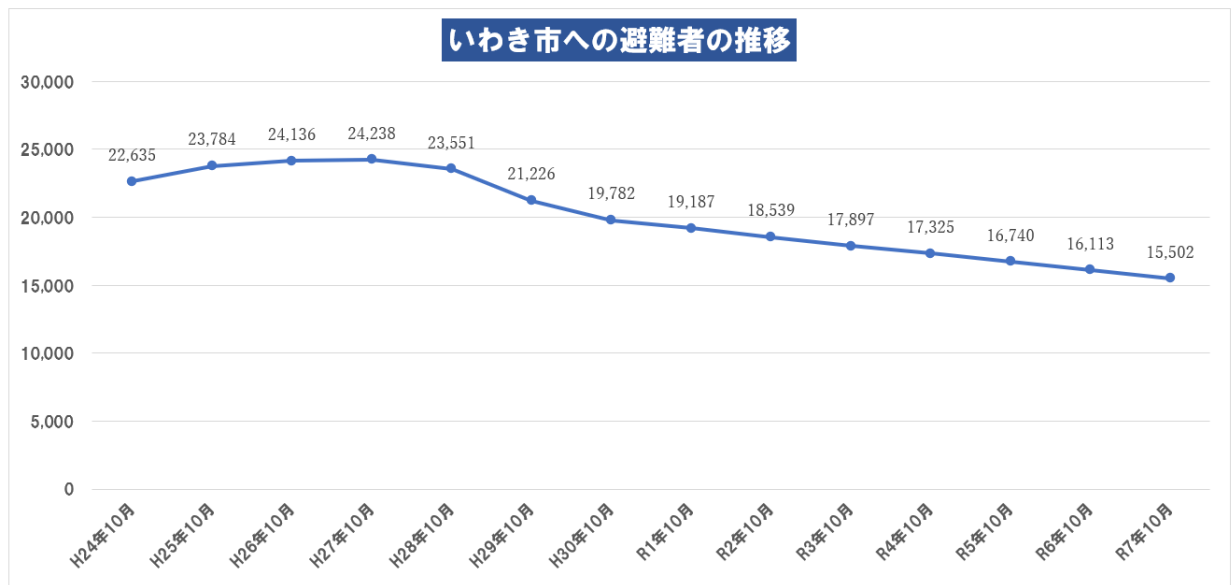
## 原子力発電所事故関係

### ① 長期避難者に係る住民登録制度関係

#### ■ 避難者へ提供する行政サービスの区分

区 分	特定の個人を対象とした事務			(※6) 域内処理の事務 (特定の個人を 対象としない事務)
	原発避難者特例法により提供する事務		居住地主義 の事務	
	特例事務 (避難先の義務)	任意提供事務 (避難先の努力義務)		
主な事務	保育所入所、 区域外就学など、 保健・福祉、教育 分野の11の法律 268事務	配食サービス、 学校給食の提供 など、保健・福祉、 教育分野を中心に 48事務	生活保護など	ごみ処理や 上下水道の利用、 道路・公園 消防・救急の利用など
提供開始	H24.1～	H24.2～	—	—

#### ■ (参考)いわき市への避難者数の推移



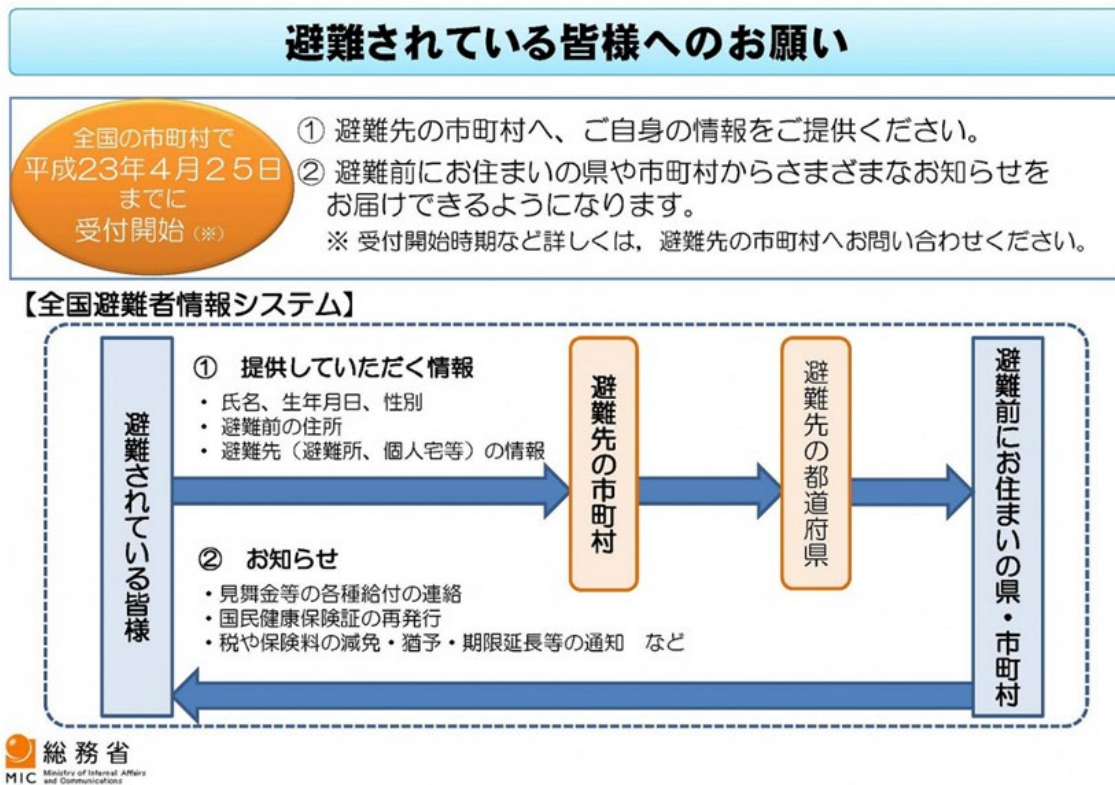
## 原子力発電所事故関係

### ② 総務省の全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度 関係

#### ■いわき市からの避難世帯のうち、居住実態が把握できない世帯 (令和7年10月末時点)

世帯種別	世帯数 (避難住民)	割合	世帯数 (特定住所 移転者)	割合
居住実態が把握できない世帯(A)	122世帯	66%	695世帯	69%
情報発信送付世帯数(B) ※(A)を除く ※R7.10.6発送分	62世帯	34%	315世帯	31%
避難住民世帯数((A)+(B)) ※R7.10.1現在	184世帯	100%	1,010世帯	100%

#### ■避難者情報システムに基づく避難者登録の流れ



#### 4. 原子力発電所の確実な安全対策について

原子力発電所事故の収束及び廃炉は、国の責務であることを強く認識し、次の事項について、主体的に全力を挙げて取り組むこと。

- ①令和6年9月の燃料デブリ試験的取り出し着手により「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の第3期に入った。廃炉完了までの道筋を見据えた、より具体的な工程を検討し、安全かつ着実な廃炉作業に取り組むこと。
- ②福島第一及び第二原子力発電所の安全かつ着実な廃炉について、国の責任による盤石な体制を構築するとともに東京電力ホールディングス(株)に対する監視体制を強化すること。
- ③リアルタイム線量測定システムの配置の適正化にあたっては、関係自治体や市民の意見をよく聴き、地域の実情を踏まえ丁寧に対応するとともに、配置基準や諸手続を示すこと。
- ④福島第一原子力発電所に係る汚染水対策について、再び汚染水の漏洩事故等が起こらぬよう安全管理を徹底するとともに、厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うこと。
- ⑤ALPS処理水の海洋放出は日本全体の問題との認識のもと、国内外からの理解が得られるよう、その実施に当たっては、透明性のある情報開示を行い、風評が生じないように、国が責任をもって実効性ある対策を講ずること。特に、令和8年度からは、年間の放出回数が8回へ増えることとなっており、これまで以上に理解醸成、安全対策を講ずること。
- ⑥着実な廃炉作業の推進に向け、作業員の安全を確保するとともに適切な労働環境の整備を図ること。
- ⑦原子力災害広域避難計画の実効性を確保するため、同計画策定における関係省庁や都道府県との調整に国が積極的に関与すること。

#### ◆詳細説明

令和6年9月、2号機において燃料デブリ試験的取り出しに着手したことにより、中長期ロードマップにおける第3期へ入ったが、廃炉完了までの具体的な工程はいまだ示されていない。また、3号機における燃料デブリ取り出し工法の設計検討のなかで、「準備工事に最大で15年を要する」との試算も示されているが、福島第一及び第二原子力発電所の数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの周辺住民が不安を抱えた生活を強いられることから、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において、確実な安全対策を講ずること。

福島第一原子力発電所の廃炉作業は、前例のない長期に及ぶ取組であり、全ての

## 原子力発電所事故関係

作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力ホールディングス(株)に対し、福島第一原子力発電所における確実な汚染水対策やALPS処理水の海洋放出に係る関係者の理解醸成、確実な安全対策及び現場作業員の適正な労働環境を確保すること。また、国においては、原子力政策を推進してきた責任に基づき、福島第一原子力発電所の廃炉作業に対し前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体的に示すこと。

令和元年5月に原子力規制委員会は、リアルタイム線量測定システムについて、「当面設置を存続させることを基本とする。なお、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、全ての除去土壌等が撤去された後、関係市町村の理解を得ながら、当該市町村において配置の適正化を図ることとする。」と決定したが、それ以降適正化の基準や諸手続について提示がないことから、地域の実情を踏まえ今後の取扱について示すこと。

令和5年9月から国では「水産業を守る」政策パッケージを打ち出し、全国の水産業支援に万全を期す緊急支援事業を創設した。このような支援策が一過性のものとならないよう、また風評影響に対しては、国内外からの理解が得られるように、継続して一部の国・地域の科学的根拠に基づかない輸入規制措置の撤廃を求めていくなど、国が積極的に対策を講ずること。特に、令和8年度からはALPS処理水の年間の放出回数が8回へと増えることから、より一層の安全対策と理解醸成が求められる。

長期にわたる廃炉作業には、作業員の安定的な確保が重要であるが、廃炉作業の進捗が遅れば、長期間に渡り作業員への負担が生じる。頻発する事故への安全対策、さらに救急医療設備・体制の整備・環境改善や、被ばく低減をはじめとする労働安全対策を万全に講ずること。

原子力災害時の広域避難計画においては、高速道路パーキングエリアを活用したスクリーニングの実施など、都道府県や関係省庁間の調整が必要となることから、計画の実効性を確保するため、国が積極的に関与すること。





## 5. 除染対策について

除染を推進するため、次の事項について、国は責任をもって対応すること。

- ①搬出困難事案への対応に係る財政措置と支援及び仮置場解消後の補完等に係る財政措置を継続して行うこと。
- ②除染担当部局が廃止された後に、新たに発生した事案に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- ③個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成24年10月1日以降も賠償の対象期間とするよう、原子力損害賠償に係る中間指針へ追補すること。
- ④「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」の周知、広報等を図り、当該制度に基づく登録をするよう充実を図ること。

### ◆詳細説明

個別の事情により搬出が未了となり現場保管されている除去土壌の搬出等について、財政措置を講ずるとともに搬出先仮置場の確保等の支援を行うこと。仮置場等の土地返還後、農地等の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の財政措置について柔軟に対応すること。また、従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における損失について、財政措置を講ずること。

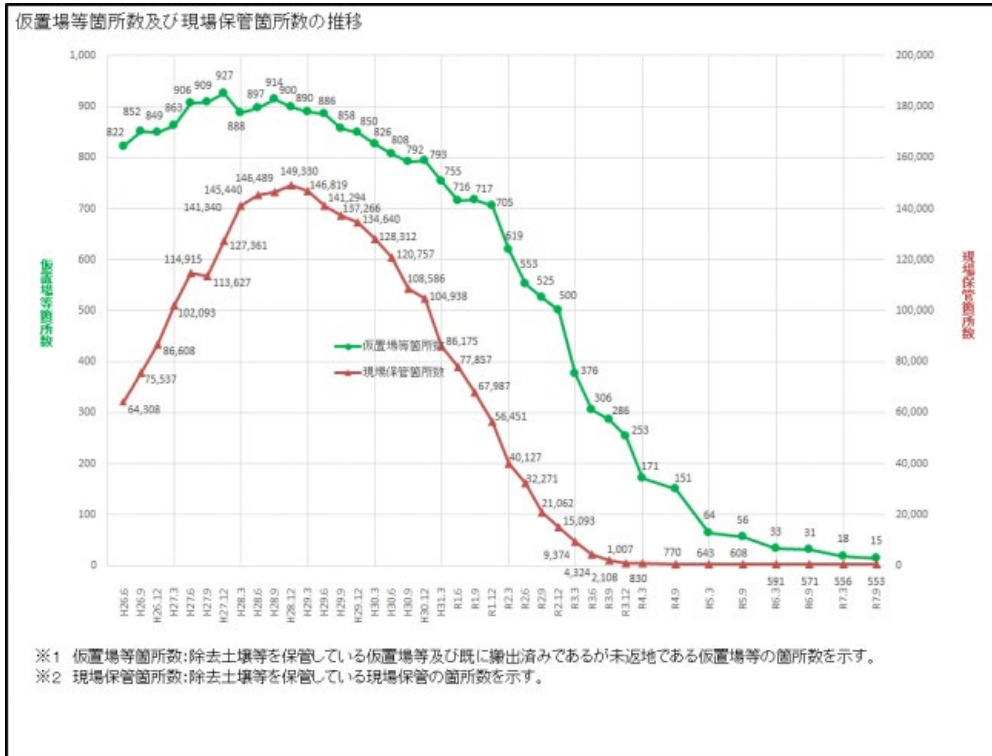
県内においては、除染事業が完了し、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除がなされ、除染担当部局が廃止を迎える市町村がこれまで以上に多くなる。しかし、当該部局が廃止後に放射性物質汚染が発見された場合や住民の放射線に対する不安に対しても、これまでと同様の線量低減作業や要望集約等が速やかに実施されるように、除染事業完了後においても国が主体となって対応する制度を構築すること。

平成26年9月18日に東京電力株が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月11日から平成24年9月30日までと限定されていることから、それ以降についても賠償の対象とすること。

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に除染等事業者等が登録することにより、従事者一人ひとりの累積被ばく線量等を散逸することなく長期間保管することが可能になることから、当該制度の運用開始前後、除染特別地域内外にかかわらず、全ての除染等事業者が速やかに制度に登録するよう、国が主体となり、周知、広報等を行い、制度の充実を図ること。

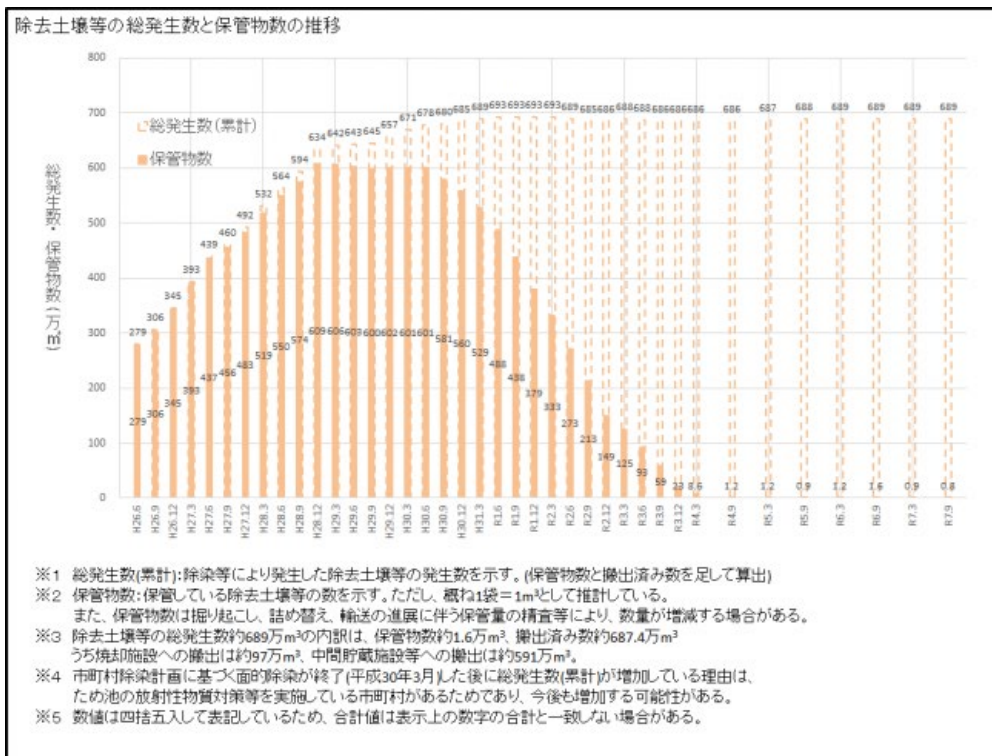
# 原子力発電所事故関係

## ■仮置場等箇所数及び現場保管箇所数の推移



出典：ふくしま復興情報ポータルサイト

## ■除去土壤等の総発生数と保管物数の推移



出典：ふくしま復興情報ポータルサイト

## 6. 原子力発電所事故に伴う風評対策について

原子力発電所事故に伴う風評が、農林水産物の販売や観光誘客等に大きな影響を及ぼしているが、令和5年8月24日からALPS処理水の海洋放出が開始されたことにより、一部の国・地域の科学的根拠に基づかない輸入規制措置など風評の実害が生じている。

こうした経緯を鑑み、国は、責任を持ち、かつ前面に立って、実効ある風評対策を実施するとともに、風評を克服するため主体的に取り組む市や関係業界等に対し、最大限の支援を行うこと。

### ◆詳細説明

原子力発電所事故に伴う放射性物質飛散により、原発事故被災地においては、農地除染や放射性物質の吸収抑制対策の実施、出荷前の放射性物質検査の実施により、放射性セシウムの基準値を超えた農産物が出荷されないよう対策をとっているところである。

また、沿岸漁業において漁獲された魚は、漁協による自主検査後出荷されている。

しかしながら、農林水産物の販売額及び販路は未だ原発事故前の水準までに回復していないのみならず、放射性物質検査に係る費用や検査所までの持込み費用などについて、生産者が多大な負担を強いられており、また、水産物の自主検査は操業の拡大に伴い、更なる検査体制の充実が必要となるなど、課題が多様化しているところである。

また、観光産業、特に宿泊業においては、入込客数が事故前の水準まで回復せず、深刻な損害を受けている状況にある。

令和3年度に創設された福島県内の市町村等の創意工夫による「風評払拭」に向けた取組を支援する福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))について、令和5年8月の処理水海洋放出後の風評被害の状況を踏まえ、今後も財政支援を継続すること。

加えて、放射線に関する正しい知識や食品中の放射性物質に関する検査結果等が必ずしも国民一般に対して十分に周知されていなかったとの反省に立ち、平成29年12月12日に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して取組を実施しているところであるが、引き続き、早期に国内外における風評が払拭されるよう、強化戦略を踏まえ、より効果的な取組を進めること。

令和3年4月13日に、国は多核種除去設備等処理水の海洋放出方針を決定したが、国内外に安全性が正しく理解されなければ市民が風評被害を被ることは避けられない。令和5年8月の処理水海洋放出後にあたる、令和5年9月に発表した福島県

## 原子力発電所事故関係

内の報道機関が実施した県民世論調査においては、県産水産物への関心が高まっているかを尋ねたところ、「高まっている」が66.0%となり、県産水産物の消費拡大への機運の高まりがうかがわれた。その一方で、海洋放出を巡る政府対応を「評価する」は42.0%、「評価しない」は37.2%と意見が分かれた。さらに、処理水に関する政府や東電の説明が「十分ではないと思う」は61.0%となっており、海洋放出前の調査と同水準となり、依然として国内外の理解が浸透していない実態が浮き彫りとなっていることを踏まえ、方針を決定した国が、責任をもって、自らが前面に立って風評対策を実施するとともに、風評を克服するため主体的に取り組む市や関係業界等に対し、最大限の支援を継続して行うこと。一部の国・地域の科学的根拠に基づかない輸入規制措置に対し早期の撤廃を求めるなど、国が積極的に対策を講ずること。

風評等により経済的被害が生じた場合は、国は十分に補償等の対策を講ずること。加えて、新たな風評を生まないよう、あらゆる施策を講ずることはもちろん、万が一新たな被害が発生した場合は、被害者負担を軽減し、確実かつ迅速な賠償が実施されるよう対策を講ずること。

